

## 植民地支配期ベンガル農業社会の地域構造 (III-2)

谷 口 晉 吉

### 第6章 土地制度

#### I 地主制度

##### 1 前史

ムガル時代のダッカ県は18世紀初めまでムガルの州都が置かれ政治の中心地であったから、政府の文官・武官に与えられた知行 (jagir) 地が県内に大量に存在し、盛時には712,502ルピー (当時の県地租額の3分の1) にも及び、県の土地制度で重要な位置を占めた。

ムガル時代には、<sup>(1)</sup> マグの侵入から海岸線を防衛する為に水軍 (amlah nawarah) が維持され、その船舶数は往時には3,000艘に及んだ。県内知行地の大部分は、この水軍の費用として割当てられた多数の村や土地であり、その地租は国庫 (khalsa) から水軍局に移管された。これらの水軍知行 (nawarah jagir) 地の所有者は、政府地租を、水軍局に払うか、その命令に従って、船頭や船職人らへ知行として払った。これが土地割当て (知行) の実態であり、知行地の創出は既存の土地制度を改変するものではなく、<sup>(2)</sup> 国家取分 (政府地租) が国庫から知行者に移行したに過ぎない。但し、テイラーは、他の辺境県と同様に、ダッカ県でもムガル初期に多数

の小地所 (taluk) が辺境守備兵 (ここでは水軍兵士) へ賜与され、水軍知行地とされたともしており、水軍知行地のある部分は世襲地所であった事を示唆している。<sup>(3)</sup> この部分については、知行授与が土地制度へ永続的影響を与えた事になる。

1793年の永久地租査定時、ダッカ県は大幅に縮小し、ほぼ現在のダッカ県とバカルガンジ県を合わせた地域になった。それまで県内の独立タールクダール (nij talukdar) は380人ほどだったが、この年に従属タールクダールが独立を許され地主数が激増した。こうして1803年には、地主16,000人、地租125万ルピーとなった。

ダッカ県土地制度の特徴である多数のタールクダールについて、テイラーは次の様に説明する。県文書でタクシュミ (taksmi)<sup>(4)</sup> と記されたタールク (地所) は、1588年に作成されたトダル マル (Todar Mal)<sup>(5)</sup> の土地台帳に記載されたもので、英領以前に既に独立地所として認められていた。多数の小タールクが存在する地域では、その中の有力者が代表して他の小タールクの地租を集め、政府に払った。この様な有力者は、様々な称号で呼ばれ、<sup>(6)</sup> その管轄地域内にある彼自身のタールクは、自領 (nij) と呼ばれた。

ダッカ県には4種類のタールクダールがいる。1. ジャンガルバリ (janggalbari) タールクダールは、ムガルの行政単位 (tappa) が導入される以前に森林 (janggal) を開発 (bari) した者で、開発地の所有者と見なされ、その土地は隣接する地主地所 (ザミンダラー) の地代台帳に付け加わって登録された。2. ザルカリド (zarkharid)<sup>(7)</sup> タールクダールは、ザミンダールの許可なしに地所を売却できる。ザミンダールの地租額が変動すると、彼等の地租もそれに比例して変動する。3. 地券 (patta) タールクダールは、ザミンダールやチョードリーが、自分の土地の一部を世襲地として譲与するという証書 (talukdari patta) を発給する事によって発

生ずる。世襲権はあるが、売却、贈与はできず、ザミンダールの地租が変動すると、このタールクの地租も対応して変動する。4. ワスール<sup>(8)</sup> (wasul) タールクダールは、上記2の購入タールクダールと同様の権利関係を有する。5. ハワラダール (hawaladar)<sup>(9)</sup> は、ダッカ県南部では、バカルガンジ県やファリドプル県で見られた開発目的で設定された借地権<sup>(10)</sup>ではなく、従属的な購入タールクダールを意味する。彼は地代を地主に払うが、望むなら一つの地所から土地を分離させて、他の地所に帰属替える事ができる。この権利は世襲、譲渡可能であるが、帰属先の地所の地租に変動があれば、それに対応して地代が変動する。なお、以上のどのタイプであっても、相続人がいない時には所有権はザミンダールに移る。

ダッカ県のタールクは多くの郡に分散している。ダッカ県収税官の管轄下のタールクダールは、1836-7年に7,025名に達した。

センは、他県はいざ知らず、ダッカ県のザミンダールは元来は徴税役人 (tahsildar) であり、永久地租査定 (1793年) によって土地に対する所有権を確立したとする (Sen, パラ 143)<sup>(11)</sup>。ムガル政府の勅令 (sanad) によれば、ザミンダールは治安判事を兼ね、所管内の窃盗に対して弁償義務を負った。又、この県のザミンダールはマグ侵攻に備えて船と人員を維持する義務を負い、その費用として水軍免税地を与えられていた。

1788年の収税官報告によるとザミンダールの財政状態は悲惨であり、借入金額の2~3倍の価値の地所を担保に入れてダッカ市の金貸し (saraf) から借金していた。この困窮は、彼らが地所経営を委ねた手代 (naib) に食い物にされた結果であった。元金が返済されるまで、地代収入は利子として商人の懐に入り、地所は戻らなかった。しかし1830年代になるとザミンダールの財政状況は改善され、多くの者は市中に住み、地代収入で裕福に暮らした。しかし、地所の持分権者間の争いからしばしば訴訟に及び、その挙句に財産分割が行われた。これらの膨大な費用の為に地租を滞

納し、地所売却の憂き目を見る事も多かった。こうしたザミンダールは、借金の担保としてしばしば金貸しに地所を請負 (ijarah) に出した。グジャール州のザミンダールは少数・小規模であり、最大のザミンダールでさえ地租は 15,000 ルピー以下であった。1,000 ルピー以上の地租を払うザミンダールは僅か 63 名に過ぎず、ヒンドゥ 40 名、ムスリム 20 名、クリスチャン 3 名であった。ヒンドゥでは 11 名がバラモン、8 名がバイドゥ<sup>(12)</sup>、14 名がクシャトリア、そして、7 名がスードラであった。

地所経営スタッフは多様である。幾つかの郡では、数ヶ村が 1 つの経営単位 (tappa 又は jowr) にまとめられた。各村には村長 (mandal) がおり、土地を管理し、土地争いを解決する。そして、2~3 ヶ村 (又は各タッパ) に 1 名の村書記 (patwari) が置かれ、地代台帳をつけ、地租を集め、土地割当上の諸問題を処理した。大地所には、村書記を監督する役人 (chakladar 又は tahsildar) が置かれた。村書記の作成した台帳の内、地代査定記録は記録官 (chitnavis)<sup>(13)</sup> に送られ、徴収・支出記録は会計官 (utpernavis) に送られ、台帳の要約と地所全体の損益表 (ehsaf hishab) とが作成された。これら 2 部局には更に出納係、両替商 (poddar)、書記官などが居た。ザミンダールは年に 1 度は地所を訪れ、又、必要に応じて役人 (amin) を送り検地をさせた。大ザミンダールは、更に、県裁判所 (zilla court) に法律スタッフ (dewan, wakil, attorney) を、警察署 (thana) に代弁人を置いた。ザミンダール役所には、歩兵長 (jamadar) と多くの歩兵 (paik)、銃士 (barkandaz) が雇われ、トラブルの多発する村の地代徴収、郡からザミンダール中央役所までの地代輸送などに当たった。小タークダールも村長を雇ったが、村書記は置かず自ら地代を徴収したり、3~4 名の小タークダールが合同で 1 名の村書記を雇ったりした。これら村役人の給与は、貨幣給、給地、その両者などがある。しばしば、彼等は他の職業を持ち、村長は年間に 2.5~3 ルピー、村書記は 3

～10 ルピーを得た。<sup>(14)</sup> テイラーは述べていないが、村長は村民から選出されたと思われる。

## 2 『地籍事業報告書』(1917) の分析

ダッカ県の地主制度の複雑な構造は、その形成過程の歴史的な考察なしには理解できず、又、この地主制度の理解なくしては、それを土台にして展開した英国植民地期の借地権の理解は望むべくもない。従って、アスコリは『地籍事業報告書』において、県の土地所有権・借地権の構造を郡や地所の起源にまで遡って検討した。彼ほどの現地経験と地籍事業の詳細な調査資料をもってしても、明快にこの構造を捉え切れたとは言えないが、兎に角、彼の議論の概要を理解する事に努めたい。

以下では、政府に地租を払う地主と、その下で、農民地代の一部を取得する事を目的として展開した借地権者(中間地主)とを深く関連したものとして理解する。これは、この県では農民階級は殆ど借地権を取得していないというアスコリ<sup>(15)</sup>の指摘によって正当化されよう。

### (1) 地主形態と規模

#### (i) 地主所有地(地所)

この時期の県内の土地は、永久地租査定地、一時的地租査定地、そして、地租免除地に大別される(『地籍事業報告書』, パラ 132～139)。

永久地租査定地は、1. 1793年の永久地租査定時に地租が固定された地所と、2. 新生中洲、接収された旧地租免除地、公的競売時に購入希望者がなく政府が購入した土地などからなる政府地所の内、民間人が一時金を払って所有権を獲得し、新永久地租査定を行った地所(daimi 査定地所)、の2種類からなる。

ダッカ収税官事務所に登録された地所総数は10,448、面積は2,380平方マイルである。その内訳は、1. 1793年以来の永久査定地5,233地所(面

積 1,851 平方マイル，地租額 303,796 ルピー），2. 新永久査定地 1,756 地所（面積 529 平方マイル，地租 94,568 ルピー<sup>(16)</sup>），3. 地所分割により創設された地所 3,445（面積 321 平方マイル，地租 52,273 ルピー），4. 漁場 14 ヶ所（地租 2,958 ルピー）であった。なお，ここでいう地所数は政府に地租を払う単位であり，実際にはそれぞれが多くのご共同持分権に分かれたり，下に多数の借地権が展開したりするのである。

一時地租査定地は，政府地所と非政府地所とに分かれる。前者は新生中洲，政府購入地所，漁場等などの内で永久査定されていない土地（合計 191 地所，39.5 平方マイル，72,106 ルピー）であり，後者は地租が変動する地所（合計 633 地所，90 平方マイル，120,850 ルピー）である。

地租免除地は従来の登録簿では総数 1,765，総面積 24.25 平方マイルであったが，地籍事業調査によりダッカ市内で 3,548 もの登録漏れ地（2.1 平方マイル）が発見され，新規に登録された。

単純平均を取れば，1793 年以來の永久査定地所は，面積 0.35 平方マイル（226 エーカー），地租 58 ルピー；新永久査定地所，0.3 平方マイル（193 エーカー），5 ルピー；分割による創設地所，0.1 平方マイル（60 エーカー），15 ルピー；一時査定政府地，0.21 平方マイル（132 エーカー），378 ルピー；一時査定非政府地 0.14 平方マイル（91 エーカー），191 ルピー；地租免除地 0.01 平方マイル（9 エーカー）である。従って，地所の平均面積は 200 エーカー強に過ぎず，中規模の村一つほどである。この県の地所の零細性をよく示す数値と言えよう。

政府地租率は，永久査定地では 1 エーカー当たり 0.3 ルピーだが，一時査定地は 2.3 ルピーであり，前者の実に 8 倍弱にも達した。アスコリも指摘する様に，永久地租査定が政府収入の長期的な減少もたらした事は明らかである。

1793 年の永久地租査定地域の地租は，平均すると 0-4 ルピー / エーカー

一前後であるが、新永久査定地では、平均 0-11-4 ルピー / エーカー；変動地代の査定地の地租が 2 ルピー / エーカー前後である。但し、新永久査定地に対しては、新たに永久査定が結ばれた時に礼金が政府に払われている。

地所規模の分布を見ると、100 エーカー未満、地租額 50 ルピー未満の零細地所が 9,340 件（総数の 87%）に達しており、他方で、10,000 エーカー、地租額 10,000 ルピーを超える大地所は僅か 3 件（平均面積 73,428 エーカー）である（『地籍事業報告書』、パラ 139）。更に、各地域の地所の規模分布を表 1 から分析すると、第 IV 地域では、1 ヶ村に 13 地所以上を含む村が全村数の 52%、全面積の 65% に達し、第 III 地域の 18%、30%、第 I 地域の 12%、27%、第 II 地域の 9%、15% と比べて、飛びぬけて細分化が進んでいる様相が読み取れる。なお、第 IV 地域の外でも、第 II 地域のコトワルは、ダッカ市街地を含むから、100%、100% と例外的な存在である事は当然予想されるのだが、それ以外でも、第 I 地域のナワープガンジで 30%、56%、第 III 地域のループガンジで 27%、43% と、第 IV 地域に近い零細化を示している事は注目しておかねばならない。他方、一村が一地所という事例は、それが極端に少ない第 IV 地域（8%、4%）を除くと、どの地域においてもほぼ村数の 30%、面積の 24% という県平均値からそれほど大きな乖離は示していない。多数の地所が入り込んだ村と、村全体が単一地所に属する村とが混在していたのである。

地主直営地を見ると、地租払い地主 44,344 名が 49,018 登録証 (khatiyan), 145,680 エーカーを所持しており、同様に地租免除地主は 4,674 名で、2,672 エーカーを所持している。集中度を示す表 2 より直営地のタナ面積に対する割合を見ると、地域間に際立った差異がある。ダッカ市内（コトワリ タナ）を除く第 II 地域において、群を抜いて多い（集中度指数 1.6）のは、広大な密林を直営地として管理しているからである。ダッ

表1 ダッカ県の一村当り地所数(累積割合の%)

タナと地域類型	50 地所以上		25 地所以上		13 地所以上		6 地所以上		2 地所以上		1 地所以上	
	村数	面積	村数	面積	村数	面積	村数	面積	村数	面積	村数	面積
ナワーブガンジ	0.8	1.5	13.5	33.6	30.4	56.3	53.8	77.3	85.8	96.1	100.0	100.0
セアロ	0.0	0.0	2.7	5.6	8.0	13.2	23.0	34.5	68.4	75.1	100.0	100.0
マニクガンジ	0.2	0.9	2.8	8.8	9.4	24.4	24.3	43.3	65.7	79.7	100.0	100.0
ハリランブル	0.0	0.0	0.5	1.1	9.4	19.6	30.5	62.0	69.5	90.2	100.0	100.0
<b>地域類型 I</b>	<b>0.2</b>	<b>0.9</b>	<b>4.2</b>	<b>11.7</b>	<b>12.4</b>	<b>26.7</b>	<b>29.5</b>	<b>50.2</b>	<b>70.3</b>	<b>83.1</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
カバシア	0.2	0.2	3.1	2.4	4.7	6.7	8.5	9.3	43.6	47.7	100.0	100.0
ケラニガンジ	1.7	3.5	8.5	15.4	18.7	28.9	34.9	46.0	74.9	79.7	100.0	100.0
コトワリ	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
サヴェル	0.9	2.2	2.5	5.4	6.4	12.0	22.8	30.7	65.7	76.9	100.0	100.0
<b>地域類型 II</b>	<b>1.0</b>	<b>2.4</b>	<b>4.4</b>	<b>7.6</b>	<b>9.5</b>	<b>15.2</b>	<b>22.6</b>	<b>27.3</b>	<b>62.8</b>	<b>66.8</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
ナラヤンガンジ	0.0	0.0	3.3	11.5	14.6	39.3	36.7	62.3	82.7	94.3	100.0	100.0
ループガンジ	3.9	10.9	13.2	28.6	27.0	42.9	42.1	55.9	74.8	81.9	100.0	100.0
ライプラ	1.2	4.5	5.5	9.6	10.8	15.7	15.1	20.4	48.6	58.5	100.0	100.0
<b>地域類型 III</b>	<b>1.7</b>	<b>5.9</b>	<b>7.5</b>	<b>16.6</b>	<b>18.0</b>	<b>29.6</b>	<b>32.6</b>	<b>40.6</b>	<b>70.4</b>	<b>73.3</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
スリナガル	5.1	16.8	32.2	55.1	63.3	78.4	82.7	90.8	96.4	98.4	100.0	100.0
ムンジガンジ	6.9	11.7	22.2	31.7	37.1	45.0	60.1	70.8	85.5	93.3	100.0	100.0
<b>地域類型 IV</b>	<b>5.8</b>	<b>14.8</b>	<b>28.0</b>	<b>45.9</b>	<b>52.1</b>	<b>65.2</b>	<b>73.1</b>	<b>83.0</b>	<b>91.8</b>	<b>96.4</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
<b>県合計</b>	<b>1.5</b>	<b>4.3</b>	<b>7.8</b>	<b>15.1</b>	<b>17.4</b>	<b>27.1</b>	<b>32.9</b>	<b>42.2</b>	<b>70.3</b>	<b>75.5</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

注 『地籍事業報告書』, パラ 183 より累積計算.

植民地支配期ベンガル農業社会の地域構造 (III-2)

表2 地主・借地権者直営地集中度指数

タナと地域類型	地 主		借地権者	
	輸 租 地	不輸租地	貨幣地代地	地代免除地
ナワーブガンジ	0.550	0.997	1.375	1.288
セアロ	1.081	0.638	0.875	1.082
マニクガンジ	0.776	0.600	1.002	0.662
ハリランブル	0.453	0.646	1.581	1.736
<b>地域類型 I</b>	<b>0.779</b>	<b>0.698</b>	<b>1.121</b>	<b>1.074</b>
カパシア	1.728	0.499	1.074	0.984
ケラニガンジ	1.324	0.871	0.992	0.906
コトワリ	0.357	124.291	3.896	5.302
サヴァル	1.819	0.139	0.768	1.342
<b>地域類型 II</b>	<b>1.637</b>	<b>1.115</b>	<b>0.963</b>	<b>1.103</b>
ナラヤンガンジ	0.286	1.433	0.857	1.079
ループガンジ	0.390	2.332	0.766	1.216
ライブラ	0.199	0.788	0.737	0.490
<b>地域類型 III</b>	<b>0.282</b>	<b>1.450</b>	<b>0.769</b>	<b>0.853</b>
スリナガル	0.508	0.323	1.456	1.103
ムンシガンジ	1.072	0.196	1.249	0.424
<b>地域類型 IV</b>	<b>0.753</b>	<b>0.268</b>	<b>1.366</b>	<b>0.809</b>
<b>県 合 計</b>	<b>1.000</b>	<b>1.000</b>	<b>1.000</b>	<b>1.000</b>

注 『地籍事業報告書』, 付表Dより. 該当部分のみ.

カ市内では地租免除地が全面積の19%を占めているが、これは市内に多くの宗教施与地があるからであり、又、直営地の集中度が異常に高い(124)のは、所有者が住居・寺院・菜園等として大きな部分を利用しているからである。同様に、アスコリは第IV地域のムンシガンジにおいて直営地が高い比率(9%)を占めるのは住居地が相対的に多いからであると

する。彼は、第 I 地域のセアロとマニクガンジの比較的高い値（9%，6%）は生産物地代地が多い事によって説明できるとし、逆に、第 III 地域で直営地が際立って少ない（集中度指数 0.28）のは、この地域の地主制の寄生的・不在地主的な性格の強さを示唆しているとしている（『地籍事業報告書』、パラ 140）。

## (ii) 借地権

『地籍事業報告書』（付表 VIII）によれば、借地権は、(a) 地主に直接地代を払う 10 種類合計 98,994 件<sup>(17)</sup>、(b) 同じく地主から直接与えられた地代免除借地 43,459 件があり、合計 142,453 件に達した。これらの最上位借地権の下に下位借地権が創出され、最大 9 層に及んだ。こうした下位借地権は、(c) 地代を払う 48,453 件、(d) 地代免除の 13,676 件<sup>(18)</sup>からなり、合計 62,129 件であった。従って、上位、下位で総計 204,582 件の借地権が存在し、その内、前者が件数の約 70% を占めた。借地総面積は 525,000 エーカーで、地代 361,682 ルピーを地主に払う。借地は県耕地面積の 40% に達したから、重層性はさほど顕著でないとはいえ、この県において借地権が非常に重要な位置を占めた事に疑問の余地はない。

借地権は、県全体では 1 平方マイル当り 78 件だが、表 3 に見られる様にタナ毎の分布密度には非常に大きな偏りが見られる。当然に予想される様に、借地権密度が高いのは第 IV 地域とその周辺の人口周密地帯（コトワリ、ナワーブガンジ、ナラヤンガンジ、ループガンジ）であり、低いのは人口過疎で森林の多い第 II 地域（カパシア、ケラニガンジ、サヴァル）と第 III 地域の新生中州（ライプラ）である。農業衰退地域とされる第 I 地域のセアロ、マニクガンジでも高密度であるが、これは後述する共同持分制度の過度の進行によって説明できる。

上位借地権の平均面積は 10.1 エーカー<sup>(19)</sup>、平均地代率は 10 アナである。この内、下位借地に出されたのは 362,942 エーカー（69%）であり、その

地代総額は 283,468 ルピー、従って、平均面積は 8.8 エーカー、平均地代率は 13 アナであった。

借地権者は、借地の 88,299 エーカー (17%) を直営地とした。これは地主より 2 倍も高い割合である。第 II 地域の森林地帯で比率が高いのは、借地権者の森林管理による。その他のタナでは、直営地は生産物地代で刈分小作に出されるか、賃労働者が耕した。借地権者自身による耕作はダッカ県では殆ど見られない。借地権者が受け取る地代総額は 1706,447 ルピーであり、地代率は 3-14 ルピー/エーカーに達した。他方、農民が地主から直接に小作した土地の平均地代率は 2-4 ルピーであるから、農民にとっては地主から直接に小作したほうがずっと有利であった。

表 3 タナ別中間借地権密度

タナと地域類型	件数/平方マイル
ナワーブガンジ	154
セアロ	73
マニクガンジ	71
ハリランブル	51
<b>地域類型 I</b>	
カパシア	24
ケラニガンジ	33
コトワリ	757
サヴァル	33
<b>地域類型 II</b>	
ナラヤンガンジ	93
ループガンジ	78
ライプラ	19
<b>地域類型 III</b>	
スリナガル	269
ムンシガンジ	168
<b>地域類型 IV</b>	
<b>県 合 計</b>	<b>78</b>

(2) 地所と借地権の分散性・零細性・重層性の起源と地理的分布

ダッカ県の地所は、平均 200 エーカーと小さく、更に、20 ヶ所に分散していた。地籍確定事業によって、この県の地所の共同持分、分割、重層的借地権などの構造が初めて明らかになった。

(i) 郡の分散性

ベンガル州では、郡は一円性を保った行政単位をなし、タナと同様にそ

の境界はよく認識されていた。例えば、マイマンスン県では郡の一円性は明瞭であり、複雑な土地関係を持つフェリドプル県、バカルガンジ県でも郡は比較的に一円性を保持していた。しかし、ダッカ県では一円性が認められるのは僅か5郡だけであり、その他の郡は細分化し、入り交じっている。本来は効率的な地租徴収や行政・統治を行う単位として創設された郡が何故この様に分散し、錯綜したのかを知る為には、郡の歴史を辿らねばならない。

ダッカ県においても所領は元来は郡を基礎に構成された。アスコリは、18世紀後半のムガル権力の衰退に伴って、1つの郡内に複数の所領が出現し、新たな郡の形成につながったと考える。ムガル州政権末期に、政府高官が疑わしい方法で所領を獲得し新たな郡を創設した事例（ラージナガル、バイカンプル）や、ザミンダール役人が主人の地所の一部を横奪し別個の郡とした事例（ヴェアール、ウッタール サハプル）などが、具体例である。このような新領主の下では、一つの所領が複数郡に分散して存在したり、複数郡に位置する離れた土地を同一の郡に形式的に帰属させるという変則的な事態が生じた。この変則性は、弱小タークダールが抑圧的なザミンダールに対抗する為に、保護を求めて別の有力ザミンダールの郡に自分の領地を従属させるという事態によって更に増大した<sup>(20)</sup>。この様に、ダッカ県の郡の分散性は、ムガルの州政権末期における領主の所領獲得競争や、多数の在地領主の間の勢力争いと深く関わるものであった。

この結果として、「地籍事業」時に確認された県内の269郡の内、本来の郡（main pargana）は97のみであり、その他は、本来の郡から分離し独立した事が判明した（『地籍事業報告書』、付帯文書XVI）。後者の内、110郡は分離後も本来の郡への従属を続けた従属郡であり、独立郡となったものは62のみであった。平均すると、1郡に20地所が所属するが、ビ克蘭プル郡には1,155地所、タッパ カルトラバ（Kartraba）には586

地所, ラージナガル郡には 576 地所, スルタンプラタブ郡には 547 地所などと多数の地所を含むものもあった。面積を見ると, 最大郡はヴァワール (231,017 エーカー) であり, 続いて, マヘシュワルディ (Maheswardi) (63,438 エーカー), スルタンプラタブ (61,907 エーカー), マキマバード (59,853 エーカー) と続く。

(ii) 地所の分散性

地籍事業時のダッカ県における 1 万を超える独立地所, 20 万を超える借地権の混在状況は, 英領統治に端を発する新現象である。

県内所領数は, 1728 年 70 所領, 1763 年 115 所領, 1790 年 394 所領だった。ところが, 1793 年の永久地租査定により, 一定条件を備える従属タールクがザミンダール地所から分離する事が可能になり, その結果多くの独立タールクが誕生し, 地所数は一挙に 14,500 に増えた (『地籍事業報告書』, パラ 124)。

1608~1703 年, ダッカはムガル帝国の州都であり, 1703 年にムルシダバードに州都が移ったが, ダッカは独立性の高い総督が治め, その家臣への報酬として, ダッカ市近辺や県南ピ克蘭プルの諸郡が細分化され, 賜与地として与えられた。州政権が弱体化する中で, 賜与地所有者による他領の強奪, 詐取が横行し, 多くの郡が混交した。前々稿で述べた様に, 当時肥沃な未開地帯であったバカルガンジ県にも多数の賜与地が与えられたが, その受領者は遠方の領地には住まずダッカ市近辺に住居を構え, 領地経営は使用人に委ねたので, そこでは重層的な借地権が発達した<sup>(21)</sup>。他方, ダッカ県内に土地を与えられた被賜与者は領地内に住んだので, ここでは借地権の重層化はあまり発達せず, 所有権の細分化・分散化のみが進行し, 郡, タッパなどの混在がもたらされた。18 世紀末のダッカ県には 20,000 人とも 30,000 人とも報告された多数の従属タールクダールがおり, 例えば, タッパ カルトラバでは全てを従属タールクダール達が所有し, ピク

ランブル郡ではザミンダールの所有地は全体の7%に過ぎず、ジャラルプル郡では12~3%、タッパ マヘシュワルディでは20%であった。従属タークダールは有力な所領の従属地所として潜在していたのであるが、前述の様に、1793年の条例に伴い一気に顕在化し、従属タークダールがザミンダール地所から分離し独立タークとなった。

18世紀後半のこの様な状況を典型的に示す事例として、第IV地域のビ克蘭ブルとラージナガルの2郡がある。

ビ克蘭ブル郡では、政府の地租記録官(qanungo)が1763年までに郡の土地の約8割を不正行為により手中に収め、登録簿を改竄して、それらを他郡に移転させた。この不正は摘発される事なく、永久地租査定において彼の権利が確定した。永久査定時、この郡の95%は独立タークダールが占め、残りは13名の地主が所有した。彼等は政府と永久地租査定を結んだが、1801年迄にこの13地所は無数に分割された。こうして、この郡の地所構成は複雑な様相を呈する事になった(『地籍事業報告書』、パラ114)。

ラージナガル郡は、18世紀中頃にムガル州政府の高官ラージャ ラージヴァラヴ(Raja Raj Ballabh)がダッカ県各地に獲得した多数の散在した土地から構成された。1790年に郡は5名の相続人に分割され、全ての土地について5名の共同持分者(co-sharer)がそれぞれ同等の持分(co-percenary share)を持つ地所となった。その後、これらの地所は地租滞納による競売や私的譲渡により分裂し、1801年までに36地所になり、更に1832年には126地所になった(『地籍事業報告書』、パラ114)。

英統治初期における地所零細化の要因として、いわゆる競売法(Sale Law)による地租滞納地所の競売から財産を守ろうとして、地主が地所内の低収益地の地租を過大に評価させ、故意に競売させ、他方、高収益地を低地租の直営地(nij taluk)として手許に残した事が挙げられる。更

に後になると、共同持分制の展開により単一所有権が多数の共同持分権へ移行し、やがて地所が分割され、零細化した（『地籍事業報告書』、パラ 115）。

共同持分制度は、永久査定以後、この県の地主階級の間に深く根を下ろし、英国支配下の簡便な地所分割方法として、土地制度を一層複雑化させた。アスコリは、ヴァワールの地主家、藍工場主、コルカタのバサック一族らがケラニガンジのある小地所に群がり、短期間の内に 75 の共同持分権に細分した事例を紹介している（『地籍事業報告書』、パラ 117）。

こうして、ダッカ県の地租台帳に登録されている 10,448 地所<sup>(22)</sup>の内、2,186 地所（地所件数の 20.9%）、242 平方マイル（総面積の 9%）が共同（ejmali）地所となった。特に、第 I 地域のナワーブガンジでは、共同地所がタナ面積の 4 分の 1 を占め、第 IV 地域のスリナガルでも、440 共同地所（平均 49 エーカー）があり、タナ面積の 20% に達した。その他にも、ムンシガンジ、ループガンジなどダッカ市近隣の人口密集地帯で共同地所が大きな比重を占めた。

細分化の弊を免れ、地所の一円性を維持し得たのは第 II 地域の 5 郡だけであった。その内の 3 郡（ヴァワール、カシムプル、タリパバード）は密林の為に賜与されず、かつ、前 2 郡では、ヒンドゥー地主が少子であった為に分割が生じず一円性を保った。残る 2 郡中、バラダカハット郡は競売に付されたが、比較的に一円性を保った多くの地所に分かれ、タッパマヘシュワルディは 35 名の共同地主の所有下にあるが、地所経営の一体性は保持されている。

### (iii) 郡と村の零細・分散の個別的な事例

タナの土地所有構造の事例として、アスコリは県南部のナワーブガンジ（127 平方マイル、260 ヶ村）を挙げる。このタナには 764 地租払い地所、65 地租免除地所がある。平均 0.15 平方マイルという小地所であり、しか

も分散している。登録地所数は2,902に達し、各村に平均11.1地所となる。各村毎に見ると、1地所の平均面積は0.04平方マイル(25.6エーカー)に過ぎない。しかも、村内の各地所は平均して4つのブロック(chak)からなるから、各ブロックの面積は平均0.01平方マイル(6.4エーカー)となる。更に、このタナには合計109の郡とタッパが入り込んでおり、その結果1村に平均して5.2の郡やタッパが混在している。この内、67の郡やタッパは、近隣諸県のものである。ビ克蘭プル郡では地所数はもっと多く、従って、個々のブロックの平均面積は更に小さい。

アスコリは、村内の錯綜した所有構造の例として、ケラニガンジのサブディヤ(Subadhya)村を挙げる。これは大村で、面積は1,151エーカーあり、27郡を含む。この村には175地所があり、1地所は平均6.5エーカーであり、平均4.2ブロックを含む。合計して407所有権と375借地権が登録されている。地主がこの村の面積の49%を直営し、残りは3層に及ぶ借地権者が借地している。ダッカ県における村の土地所有構造の複雑性を示す典型的な事例と言ってよい。

#### (iv) 借地権の分散・零細性

地所の分散性が、郡の錯綜構造をもたらし、更に、複雑な共同持分制度がこれに加わり、ダッカ県の土地制度を御し難いものとした。アスコリは、借地権の多くはこの複雑な土地所有構造への対応措置として設定されたものであり(『地籍事業報告書』, パラ123)、経営の簡素化・一元化などを積極的に意図した借地権創設は少数であるとする。

多くの従属タークダールは、永久地租査定時に分離を望まなかった。その理由としてアスコリは、(1)ザミンダールが金銭的な損失、社会的な影響力の低下を恐れて従属タークダールの分離に反対したので、強大なザミンダールの下では、従属タークダールは分離を断念した(例: タッパ マヘシュワルディ、マキマバード郡、ヴァワール郡の森林開発やサー

ビスに由来するタールクなど), (2) 従属タールクダールは, 地租滞納者に対する過酷な地所競売を目の当たりにして, 敢えて地主になってその危険に晒される事を望まなかった (『地籍事業報告書』, パラ 125), という 2 点を指摘する。

こうして, ムガル支配期に形成された極めて多数のタールクダールの内, 一方は, 零細地主 (独立タールクダール) となり, 他方は未分離のまま永久的借地権を持つ従属タールクダールに留まった。起源的に同等な者が, 異なる法的な規定を受けた事は, 土地制度を巡る在地社会の対応を複雑なものにしたと思われる。いずれにしても, 彼等は, 「ダッカ型土地制度」(Dacca system) の原型の 1 つであり, 郷紳層の重要な部分をなしたと言えよう。

永久地租査定時には, 多数の従属タールクダールの下には, 重層的借地権は殆ど展開していなかった。借地権の重層は主として永久地租査定以降の現象であり, その原因としてアスコリは以下の諸点を挙げる。

(1) 自己防衛: 18 世紀末, ザミンダールは, 地租を完済する為に, しばしば地所の一部を売却した。この様な譲渡は, 収税官が承認しない場合には借地権の創設とみなされた。その後, 地所経営が安定すると, この種の借地権創出は減少した。(2) 統合: 分散する地所を一円化し, 経営を効率化するには, 割り込んでいる地所を買収するか, その借地権を取得するかという二方法がある。例えば, 複雑な土地所有構造を持つダッカ ナワーブ<sup>(23)</sup>の地所では, 経営の簡素化の為に借地権を利用した。同様の事態は, バラダカッタ郡, ラージナガル郡でも見られる。この場合, もし借地権者が既に存在するなら, その下に下位借地権を獲得すればよい。テオタ (Teota) のバブー, ムラパラ (Murapara) のバブー, シカリパラのゴーシュー族 (Ghoshes of Sikaripara) などが, しばしばこの方法を採用した。ビ克蘭プル郡でも, 規模はずっと小さいが, この方法が取られた

(『地籍事業報告書』, パラ 126). (3) 屋敷地保全: 小郷紳階級が屋敷地保全を目的として各種借地権を創出した. (4) 不在地主・未亡人の地所経営: 彼等が地所収入を確保する為に, 在地の共同持分者に永久借地権を与え, 経営を委ねた.

ダッカ県には, バカルガンジ県では無視し得ない割合を占めた耕作型あるいは農民型借地権者が殆ど存在せず, 又, 同じくバカルガンジ県に広く見られた偽名 (benami) による借地権設定, 商業型借地権創出も見られ<sup>(24)</sup>ない.

ダッカ県の借地権の重層はさほど大きくないので, 地主が地所経営効率化を図る際の障害は一見すると小さい様に見える. だが, 実際は, 地所が極めて零細であり, かつ, 共同持分制が進行しており, 経営の統合・効率化への道は容易でない. この県の土地制度の混乱状態を解消する事は, 個々の地主の手には負えず, 政府の地籍確定事業をまたなければならなかった. 第IV地域では, 小作人が屋敷地を12~15名の異なった借地権者から借地していたとしても, 地代を払うべき相手 (経営者) は比較的少数にまとまっていた (『地籍事業報告書』, パラ 128). だが, 第I地域では, 著しく進行した共同持分制度に, 重層した借地権が重なり, 農民は多数の地主・中間地主に対して, 別々に諸種の礼金, 科料, 課徴金を払わされた. 第II地域の森林地帯の開発により借地権を得た古くからの借地権者は, 地所の共同持分制の拡大に悩まされた. 共同持分者集団の中に強者がいると, 正当な権利以上の徴収を行い, 更に, 他の共同持分者の権利を侵害する (『地籍事業報告書』, パラ 129). 一例を挙げると, ヴェワール郡の一部で, ヴェワール王家が, かつて森林開発の促進や奉公人への報酬として創出した借地権を取り戻そうとして2つの手段を取った (『地籍事業報告書』, パラ 233). 1. 王家は, 借地持分権の一部を入手し, それを口実にして全持分権に対応する地代を徴収し, 他の持分権者の抵抗を暴力で封じ

込めた。今回の地籍確定事業で借地権者の権利が正確に記録され、共同持分権者間に地代が適正に配分された。こうして、王家は他の共同持分権者の代理として全地代を徴収している事が明確に記録された。2. 地所分割を行い、その分割文書から借地権の記載の大部分を削除する事によって、借地権を抹消しようと試みた。この方法は、他のザミンダールもしばしば採用した。ナワーブガンジ郡のある地所で、多くの小借地権が分割文書から抹消されていたし、スリナガル郡でも同様に多数の小借地権が分割文書から削除されたり、他地所に移されたりした。ここでは、地代免除地が補償なしに譲渡されたり、借地権者の屋敷地が農民小作地と改竄されたりもした。こうして、強力な地主や借地権者が、機会を見つけては、弱者の権利を強奪する過程があちこちで生じた。

ダッカ県の借地権は、殆どが零細規模であり、その地代を確定する事は容易でない。例えば、マキマバード郡には永久借地権が681件あり、その内184件は地代が1ルピー以下であり、借地権者は地代支払いを要求さえしない。第IV地域のピ克蘭プルやスリナガルにも同様の零細借地権者が多数存在し、彼らは自分の借地の上位の地所がどこかを殆ど知らない。

### (3) 政府地所

ダッカ県には、191政府地所がある。政府地所の総面積は40平方マイル、県面積の1.5%に過ぎない。紙幅の関係から、本稿ではその検討は行わない。

## II 農民小作地

### 1 1830年代後半のダッカ県の農民と地代

テイラーによれば、永久地租査定以前のザミンダールは、収穫直前の<sup>(25)</sup>測量により産出推定(毛見)を行い、それに基づいて農民に地代を賦課した。地代率が高く設定された為に、豊作であっても農民には殆ど利益が生

じなかった。農民は確立した慣行の変更には頑強に反対し、永久地租査定時に導入された小作証文の受け取りを拒み、村を去ると脅した。地主が農民に小作証文を発給し、逆に地主に同意書 (kabuliyat) を渡すという方法が定着するには相当の時間が必要だった。

テイラーは、19世紀前半の農民地代は、「土壌の質、地高、年間作付回数により異なり、森林の新開地や新生中洲は、初年度は地代免除、2年目から徐々に地代が引き上げられ、4～5年目に通常の地代になる。農民は一般的に中洲の耕作を好む」と述べ、更に、盛り土された園宅地 (bhiti)、砂糖きび畑、棉畑、藍畑の地代は、稲作地と異なるとも述べている。従って、地代形態は、この時点ではなお作物と土壌の種類により決定されるムガル期のあり方が続いていたと言えよう。稲作地では、移植米地が最高率、夏米地が最低率であり、多毛作地 (米と豆類等の混植) の地代率は、単作地より2割ほど高い。裏作に綿花や紅花が作られると、地代は33%増になる。河道変化による土壌変化によって地代が75%も低下した地域もあるし、逆に上昇した地域もある。彼が重要作物として挙げた綿花、紅花、藍は、半世紀後の19世紀後半には姿を消した。やがて東ベンガルの農村経済を一変させる事になるジュート栽培には全く言及されていない。商品作物の作付け構成の変化は速く大きい。

貨幣地代が通常の地代形態であったが、刈分地代証文 (barga patta) による小作地もあった。この時、地主は土地と種子の半分を供与し、刈分小作人は労働、役牛、農具を投入し、収穫の半分を得た。貧しい農民は、商人から種子を借り、収穫物のある割合を渡すという契約を結んだ。役牛を持たない農民は、他の農民に耕耘を依頼し、その報酬を貨幣で払った。この県の農民は、耕地 (jot) に対して権利を持ち、譲渡できるとは考えていなかった。農民は、自らの小作条件以上の権限を創出できないから、刈分小作によってのみ又貸しできる。

しかし、ファリドプル県では、地主は農民の小作地を自由に処分する事ができないが、富農は土地に対する強い権限を持ち、自由に農地を又貸しした。なお、この様に、ガンジスを挟んで北岸（ダッカ県）と南岸（ファリドプル県）では農民の土地に対する権益に大きな違いがあるという指摘は、アスコリも行っており、我々が今後東ベンガルの地域史を組み立てていくに当って重要な事実である。

農民は他県に移動する事は殆どないが、時に労働力を必要とする地主が好条件（移動費、住居建設費を与え、生産費用を無利子で前渡しする）を提示して農民を誘引した。これにより移動する農民には居村で地代滞納に陥った者が多く、しばしば滞納地代の取り立てを巡り、地主を巻き込んだ騒動が発生する。この時期には、まだ農業労働力が貴重であった。

農民は地代以外にも、食料料（nankar）、森林料（bankar）、漁業料（jal-kar）などを払った。森林料は、草、葦、飼料、屋根葺き草、薪などを採取する代償に払われる。キンマ園や製糖所の経営、結婚式、揉め事の調停、裁定などに対しても料金が徴収された。渡し舟と週市も地主の収入源であった。これらの状況は、地籍事業でもほぼ変わらずに観察されている。

## 2 19世紀末の農民と地代

センは、ダッカ県の農民諸階級として、新生中洲（char, dearah）の耕作者（utbandi raiyat）、固定地代農民、占有権農民、又小作する従属農民（under raiyat）を挙げる。

農民の90%はベンガル借地権法（1885）によって占有権を獲得したが、まだ、この時点では地籍調査（cadastral survey）による公的登録が行われておらず、強大な地主の地所では追い立ても起きた。地主は、農民が地代とその徴収費用（tahari）を払い、様々な機会（結婚、地所訪問、叙任等々）に貢納を払う限り追い立てはしないが、地主の命令に背けば、農民

は確実に土地を取り上げられた。農民が自己の費用と労働で森を切り開き耕地を拡大しても、一時小作人として扱われる為に、農民は、開発意欲を持ってない。この県の農民は占有権を得たが、まだ、それを他人に自由に譲渡できる訳ではなかった。農民による譲渡は徐々に増加しているが、地主はまだそれを承認しないという姿勢を崩していない。ダッカ農民は、自分が植樹しても、果樹や高価な樹木を伐採する権利を持たない。こうして、センの時代には、まだ地主が強大な力を行使し、農民的土地所有権が一般的に確立したとは言えない状況にあった。

19世紀末のこの県の農民1家族当りの小作面積は約5エーカー（15ピガ）であるが、県内でかなりの偏差が見られる。ムンシーガンジ（第IV地域）では小さく、県東北部（第III地域）で大きい。又、サヴァル北西部（第II地域）も平均以上の規模である。

地代率はダッカ市に近づくほど高く、又、第IV地域でも高い。他方、第I地域では低い。これらは、それぞれの地域の人口密度、農業生産力、都市化などに合致した傾向である。第II地域は森林地帯を含むにも拘わらず地代が比較的高い。その一因として、ジュート作がこの地域に急速に拡大した事が挙げられるかもしれない。

センによる限り、ダッカ県の地代率は他県と比べて低い。森林、沼沢地、砂地が多く、永久査定時の査定水準が低かった事と整合的と言えるかもしれない。だが、この県に見られる多数の零細地主、強力な大地主、農村都市化現象などの地代を押し上げるであろう要因も存在するのであり、センの地代率データの代表性に疑問の余地がないとは言えない。更に、次項で詳述する刈分小作の高地代率が、ここに反映されていない事も問題である。

### 3 地籍事業当時の農民と地代

次いで、20世紀初頭の『地籍事業報告書』における記述を見ていく。

植民地支配期ベンガル農業社会の地域構造 (III-2)

表4 各種農民の登録証数, 面積, 地代, 地代率

種 別	登録証数	面積 (エーカー)	平均登録面積 (エーカー)	地代総額 (ルピー)	平均地代率 (ルピー/エーカー)
1) 固定地代農民	6987	9035	1.29	19590	2-2-7
2) 定住農民	850009	1310392	1.59	3677743	2-13-0
3) 占有権農民	8528	1268	0.17	3937	3-1-7
4) 非占有権農民	45107	38263	0.84	222182	5-12-9
5) 非払い農民	18810	20624	1.10	.....	.....
6) 地代免除小作農民	6592	4362	0.66	.....	.....
合 計	936033	1383944	1.52	3923452	2-13-4

次表が、基本的な事実である。<sup>(26)</sup>

農民諸階級の小作地面積は、この表に現れない又小作地 19,294 エーカーを含めて、1,403,238 エーカー<sup>(27)</sup>である。これは、全耕地面積の 77% であり、バカルガンジ県の 64% よりかなり高い。アスコリは、この県には農民の借地権者層が殆ど存在しないので、借地権者による直接経営面積が小さい為だと説明している (『地籍事業報告書』, パラ 143&235)。

ダッカ県の農民は平均 1.89 件の登録小作権 (tenancy) を持つから、農民は平均 2.87 エーカー ( $1.89 \times 1.52 = 2.87$ ) を小作する。バカルガンジ県の農民の平均小作地 2.83 エーカーとほぼ同じである。だが、登録 1 件当りの小作地面積を見るとダッカ県 1.52 エーカーに対してバカルガンジ県 2.51 エーカーである。ダッカ県では、各村に多数の所有権と借地権が入り込み、小作地が分割された結果である。バカルガンジ県では、借地権の周知の重層性が存在したが、所有権においてはダッカ県ほど多数の零細共同持分権は発生していなかった事も、この差違の一因だろう。

表 4 の各種小作権の中では、定住小作権が登録件数の 91% (面積 95%, 地代 94%) を占め、非占有小作権 (即ち、屋敷地小作権) が 5% (面積

3%, 地代6%) であり, 残る4% (面積2%) は, 固定地代小作権, 占有権のみの小作権, 地代免除小作権, 地代不払い農民占拠地などからなる。

地代形態では, 小作地件数の90%, 面積の95% が貨幣地代であり, 生産物地代は件数の7%, 面積の3% であった。残りは, 不払い農民占拠地2%, 地代免除小作地1% であり, この2者の面積は合わせて2% であった。

以上より, 貨幣地代定住農民が農民人口の90% 以上を占めるが, 後に見る様に, 幾つかの地域では地主が定住農民の土地を奪い, 刈分け地代へ転換させる事例が増大し, 深刻な問題となっていた。

定住農民の小作地 (1,310,392 エーカー) の内, 38,263 エーカー (2.9%) は生産物地代地であり, 残る97.1% が貨幣地代地である。定住農民の平均小作地面積は, 開発の遅れた地域ほど大きく, 開発の進んだ人口周密な地域ほど小さい。例えば, 第II地域の森林地帯カパシアでは, 平均面積3.8 エーカーだが, 第IV地域のスリナガルでは0.94 エーカー, 第I地域の農業衰退地帯ナワープガンジ, ハリランプルでは, 1.23 エーカー, 1.27 エーカーである。

定住農民の平均地代は1 エーカー当り2-13 ルピーであり, これは純生産の5% 弱に過ぎない。地代率にもばらつきがあり, 第I地域で最も低く, 次いで, 第II地域, 第III地域, 第IV地域と続く。しかし, 最低のナワープガンジ (2-3-0 ルピー) と最高のムンシーガンジ (3-14-11 ルピー) との差は比較的小さいが, 各地域の経済的状況によく対応している。即ち, 第I地域を構成する4つのタナは, 先述の如く, かつて県内の繁栄地帯をなしたが, 地籍事業時には著しく衰退しており, その結果, 地代率は低かった。この地域には零細な共同持分権地所が多く所有権が錯綜するので, 地主間の意思統一が難しく, 地代引き上げが難しい事も, 低い地代の一因となっている。第II地域は, 近年急速に開発が進んだがなお広大な森林

地帯が存在するので、平均地代率は低い。第 III 地域のループガンジとナラヤンガンジは県内の最肥沃地帯であり 4-2 ルピーという高い地代率も見られるが、同時に多くの沼沢地や森林地帯も存在するので、平均地代率はやや低くなる。いくつかの地所では、抵当地を購入した新地主が新種の地代形態を要求し、農民も土地から追い出される事を回避する為にこれを受け入れた。この地代形態は、金額復唱 (dhaki or taka dhaki) と呼ばれ、定量生産物地代 (dhanyakarari) の貨幣換算額である。この方式によると、地代率は、80 ルピー / エーカーになる事さえある。第 IV 地域の高い地代率は、これらが人口周密地帯であり、土地への人口圧力が高く、屋敷地の割合が高い事などによる。

表 4 の地代率は今回の調査により正式に記録されたものだが、これ以外の違法な徴収もしばしば行われている。違法徴収が多いのは、第 I 地域のセアロとマニクガンジ、そして、第 III 地域のナラヤンガンジ、ループガンジ、ライブラである。

固定地代地 (mokarari) は、農民小作地の 0.5% 強と非常に少なく、その分布も第 I 地域に偏っている。これは、第 III 地域のように強い地主のいる地帯では消滅する運命にあるが、第 I 地域のように複雑な共同持分権が展開している地帯では、地主の足並みが揃わず、存続する可能性が高い。実際、ここでは、彼等の地代率は 1-11-3 ルピー / エーカーと非常に低い。法律上では、固定地代地は永久地租査定時から地代が継続して固定されて来た土地を指すが、永久査定当時、第 I 地域は繁栄していたから、その頃のこの地域の地代が県内他地域の半分以下だったとは考えられず、この様な低い固定地代率はその後形成されたものであろうとアスコリは論ずる。<sup>(28)</sup>

占有権農民は僅か 8,528 名で、その面積は 1,406 エーカーである。民事法廷の判決による土地売却で発生したもので、第 I 地域に 1,365 名、1,097 エーカーが集中している。<sup>(29)</sup> その他では第 III 地域のライブラに 6,295 名と

いう多数が集中するが、これは、このタナの強大な金貸しが起こした大量訴訟の結果であり、問題の土地は僅か6エーカーにすぎない。その他に、第IV地域のムンシガンジにも多い。

非占有権小作人は、単なる占拠者と変わらないほどに、法的な立場は弱い。彼等の大半は屋敷地のみを持つので、ベンガル借地権法の適用外にある。5,067件、36,512エーカーの非占有小作地があり、その内5,716エーカーは違法占拠者である。違法占拠者の内、1,931件、4,223エーカーは、第II地域の森林地帯に存在し、残る部分の大半は新生の中洲に居り、特に第IV地域ムンシガンジの中洲には1,062件、500エーカーが存在する。又、非占有権小作人中、3,556名、1,292エーカーは生産物地代を払う。表5によると、非占有権小作地の総地代は222,123ルピーであり、平均地代は6-1-3ルピー/エーカーにも達する高率である。アスコリは、この地代がこの様に高いのはダッカ市とナラヤンガンジ市という大都市があるからだと述べる。しかし、表5にも明らかな様に、その他のタナでもこの種の地代率は相当に高いから、この高地代は屋敷地の地代率は一般的に高いという事情によって説明されるべきである。第IV地域のスリナガルの地代率が高いのは人口周密により説明され、第II地域で高いのは、近年、森林開発が行われ、農民の屋敷地取得の競争が生じた事により説明されるであろう。第I地域のセアロでの高地代は、肥沃な新中州を求めて競争地代原理が働いた結果である（『地籍事業報告書』、パラ149）。

ダッカ県には、多数の非農業屋敷地借地人がいる。ここには、郷紳から壺作り、織工、漁師などまで幅広い社会層が入る。職人カースト、低位カーストの人々に屋敷地の永久借地権が与えられる事は決してなかったが、郷紳は、しばしば、屋敷地に対して永久(miras)借地権を与えられた。だが、郷紳全員がこの権利を得られた訳ではなく、永久借地権を確保できない郷紳は、一時的な借地人として屋敷地を借りた。彼等は非農業者であ

植民地支配期ベンガル農業社会の地域構造 (III-2)

表5 非占有農民のタナ別分布

タナと地域類型	面積 エーカー	地代 ルビー	地代率 ルビー/エーカー
ナワーブガンジ	280	1411	5-0-8
セアロ	2157	7258	3-4-9
マニクガンジ	2982	14290	4-12-6
ハリランブル	147	656	4-7-3
<b>地域類型 I</b>	<b>5566</b>	<b>23615</b>	<b>4-3-9</b>
カパシア	8915	13627	1-8-6
ケラニガンジ	3611	18015	4-15-10
コトワリ	847	69750	82-6-11
サヴァル	4329	16547	73-13-3
<b>地域類型 II</b>	<b>17702</b>	<b>117939</b>	<b>6-10-6</b>
ナラヤンガンジ	1405	21944	15-9-11
ループガンジ	2055	5251	2-8-10
ライブラ	766	2968	3-14-0
<b>地域類型 III</b>	<b>4226</b>	<b>30163</b>	<b>7-2-2</b>
スリナガル	2018	19885	9-13-5
ムシガンジ	7000	30521	4-6-0
<b>地域類型 IV</b>	<b>9018</b>	<b>50406</b>	<b>5-9-4</b>
<b>県合計</b>	<b>36512</b>	<b>222123</b>	<b>6-7-1</b>

(注) 『地籍事業報告書』, バラ 149 より, 原表の県合計は明らかに誤植であるので, タナ別数値から再計算した。

るからベンガル借地権法の埒外にあり, その権利も地代率も農民としては記録されず, 今回の地籍事業では一括して屋敷地住民 (basat praja) と記録された。

地代免除小作人の多くは地主の奉公人 (chakrandar) である。彼等の地域分布の集中度表 (表6) から, 古く自給型の地主の多い第I地域に高

表6 地代免除小作人のタナ別分布  
(集中度指数)

タナと地域類型	
ナワーブガンジ	1.85
セアロ	2.63
マニクガンジ	1.25
ハリランブル	2.16
<b>地域類型 I</b>	<b>1.93</b>
カパシア	0.50
ケラニガンジ	0.42
コトワリ	1.12
サヴァル	0.93
<b>地域類型 II</b>	<b>0.62</b>
ナラヤンガンジ	0.77
ループガンジ	0.77
ライプラ	0.60
<b>地域類型 III</b>	<b>0.69</b>
スリナガル	1.39
ムンシガンジ	0.73
<b>地域類型 IV</b>	<b>1.10</b>
<b>県 合 計</b>	<b>1.00</b>

注 『地籍事業報告書』, 付表Dより。  
該当部分のみ。

い集中を示し, 又, 郷紳の集中する第IV地域でも比較的多いが, 第II地域, 第III地域には少ないと言える。これは, 予想された結果である。

従属農民(又小作人)は33,713名, 19,207エーカーである。セアロを除くと, 彼らが更に下位の又小作に出す事は殆ど無い。彼らの大半は一時小作人であり, 第I地域の衰退タナ(ハリランブル9,133名とセアロ6,206名)に多い。他方, 第IV地域のスリナガルに多数(4,209名)が見られるのは, 小作地を取得した郷紳階級が, その土地を又小作に出しているからであろう。第II地域の後進タナに少ない事(カパシア484名, ケラニガンジ1,114名)は, これらのタナが土地豊富である事により説明できる。しかし, 家族内の男子成員が死亡したり, 出稼ぎ等で村を離れる場合には, 何処でも又小作が必要とされる。従属農民の内て占

有権を持つ者は2%未満であり, 第I地域に集中した。占有権を持つ従属農民の平均地代率は3-6-2ルピーであり, 他の従属農民の平均地代率(5-5-9ルピー)と比べるとかなり有利である。刈分け地代による又小作地面積は9,968エーカーであり, 貨幣地代の又小作地の7,536エーカーを上回る。貨幣又小作地代が高率なムンシガンジでは, 従属小作地に多くの屋敷

地が含まれていた。ナラヤンガンジとループガンジは、前述の復唱 (dhaki) 小作が多く、コトワリはダッカ市街地を含む。これらの4タナでは又小作人の貨幣地代は定住農民の2~4倍に達するが、他方、カパシア、マニクガンジ、ハリランブル、セアロでは両地代の差はずっと小さい (『地籍事業報告書』, パラ 252 も参照)。

前払い地代 (agrakara) という慣習が見られる。これは、9年分の地代額を一括前払いする慣行である。第I地域のハリランブル、マニクガンジ南部、セアロ南部と、第III地域のナラヤンガンジで見られる。これは<sup>(30)</sup>質地与類似するが、2点で違いがある。第1に、質地では元利の残額を払えば期間中でも用益権を取り戻せるが、前払い地代ではこれができない。第2に、前払い地代の設定は借地証文の形態を取る。前払い地代地は質地なのか借地なのか曖昧であるが、前払いで農地を借りた者 (agarkaradar) は小作人として扱われる。この場合の土地の貸手 (債務者) の多くは農民であるから、債権者は形式的には従属農民 (又小作人) となる。9年期限となっているのは、ベンガル借地権法 (第85条) の規定により占有権が発生する事を回避しようという意図からである。セアロ南部では地方慣行により従属農民にも占有権が与えられるが、前払い小作人は期限終了と同時に用益権を返し、占有権を主張する事はない。

地籍事業当時は小作権が抵当価値を持ち始めて間もない頃であるが、早くも一種の質地慣行が発生した訳である。現代バングラデシュで農民が纏まった資金を必要とした時に、土地を売却せずに必要額を調達する手段として一定年数の農地用益権を与える制度 (khaikalashi) の先行形態と位置付けられよう。<sup>(31)</sup>

#### 4 20世紀初頭の生産物地代を巡る諸問題

##### (1) 刈分小作の諸形態

ダッカ県の刈分地代には、定量制と定率制という2形態がある。

定率刈分制は、伝統的な刈分小作制度であり、主に地主直営地で見られた。通常、この形態では占有権は成立せず、耕作者もそれを要求する事はない。だが、地主が礼金 (salami) を受け取ると、刈分小作人は貨幣地代農民と同等の権利を得た。又、古くから安定した地主小作関係が維持されてきたピクランプルでは、刈分小作人は、礼金支払いなしに、刈分小作地を売買・質入れできた。ここでは、地主直営地におけるこの刈分小作人の権利は慣行として確立しており、問題は生じない。

だが、近年急速に拡大している刈分小作においては、刈分小作人は、犁、役牛、種子などを初期費用という名目で地主から借用し、この債務で土地に縛り付けられた。負債利子は刈分率を引き上げる事によって徴収されるが、元金は返済されずに残り、刈分小作人を従順にさせる地主の武器となった。又、地主が刈分小作人に一定の金額を預託させ、小作人が契約に反するとそれを没収するというやり方も行われた。

定率刈分制では、地主は生産物の半分を取った。だが、ジュート作の場合は耕作費用が大きい事が考慮され、地主は3分の1の取り分で満足した。他方、耕作費用の掛からない草地に対しては、地主は4分の3を要求した。

定量刈分制は、地代として定量の作物、あるいは、その貨幣換算額を払う方法である。この方法では、洪水や旱害があれば農民は地代を払い切れず、負債の淵に沈む事になる。この制度の唯一の利点は、定量刈分小作人 (dhakidar) には貨幣地代農民と同一権利が認められる事である。ピクランプルでは、この権利は尊重されたが、それ以外の地域では、地主は定量刈分小作の契約期間を9年未満として、借地権法による占有権成立を回避した。また、この制度の下でも、平年の定量地代に相等する作物の市価換

算額を、不作時の担保として前納させる方法が広範に行われた。従って、定量制とはいっても、実際には貨幣で地代が支払われる場合が多かった。この結果、第 III 地域のライプラでは、定量刈分小作人は貨幣地代農民の 10~20 倍という法外な地代を貨幣で払わされた。金貸し (mahajan) が小作権を買い、それまで貨幣地代で小作していた農民に定量又刈分小作をさせた例が多い。当然に、法外な高額地代が完済される事はなく、定量刈分小作人は永続的負債に苦しんだ。ライプラのある中洲で、一人の金貸し<sup>(32)</sup>が数千ルピーの地代の広大なバトニ借地権を得て、そこに定量刈分地代制を導入し、小作人を縛り付け、彼等相手の金貸し業務を拡大する事によって法外な利益を得た。同様な状況は、同じ第 III 地域のループガンジ、ナラヤンガンジでも見られ、この制度は屋敷地にまで広がった。

第 III 地域のループガンジ、ナラヤンガンジの刈分地代に関する報告に、その諸形態が記述されている。1. 一般刈分は、折半 (adhi barga), 3 分の 1 (tebhagi) 刈分などであり、小作人は作物の 2 分の 1, 3 分の 1, 5 分の 2, 9 分の 5, 4 分の 3 等の定率を払った。2. 金貸し刈分 (mahajani barga) 制は、小作人が地主から借金をし、その利子として一定率の作物を払う。元金を返す事によってこの関係は解消され、小作地は地主に返された。3. 預託刈分 (amanat barga) 制は、小作人がある金額の保証金を地主に預けた。4. 定量刈分小作制又は契約刈分 (dhaki or thika barga) 制では、小作人は作物の一定量、又は、それに相当する貨幣 (taka thika barga) を払った。

## (2) 地籍事業と刈分小作人の地位

地籍事業において、定率制刈分小作人の登録に対して強い反対が生じた。刈分小作人に占有権を与えるという慣行が確立していたビクランプルを除くあらゆる地域で、地主は刈分小作人は召使または雇用労働者であり、全作物は地主に属し、耕作者が受け取るのは労働の対価 (賃金) であると主

張した。そして、この主張に根拠を与えるべく、地主はしばしば刈分小作人を追い立てた。地籍事業において登録証が発給されれば、彼等は小作人である事が決定されるので、地主がそれを阻止する手段として大量追い立てを強行する事が懸念された。逆に、地籍事業で、彼等に登録証を与えず、地籍簿の備考欄に名前を記入するのみとすると、彼等が小作人でない事を裏付けた事になる。地籍事業開始時には後者が基本方針とされたが、事業開始後、刈分制度の普及程度は予想をはるかに上回り、また、刈分小作人が、犁、役牛、種子の半分を出す事が判明したので、土地登録局長は彼らに登録証を発給する事に同意した。又、従属（刈分又）小作人であっても、相続したり、5年以上連続して小作するものには登録証が与えられる事になった。だが、地主がこれらの措置に反発し大量の土地追い立てを強行したので、刈分小作人らへの登録証発給は取り止めとなり、備考欄に記載するに留めるというやり方に戻った。そして、このやり方が、地籍事業終了まで維持された。『地籍事業報告書』が語るこのエピソードは、地籍事業実施における土地登録局、地籍事業官の慎重な態度、および、地主对小作人の力関係が地籍事業に影響を与え、その後の県の土地慣行、刈分農民の地位に様々な地域的差異をもたらした事を物語っている。

### (3) 刈分小作地・刈分又小作地の面積

刈分小作面積を正確に確かめる事は難しい。刈分契約は殆ど口約束により、しかも、年々小作人が変わる事が多い。更に、地主が、小作人の権利の強化を恐れて、彼等が地籍確定事業に契約を申告する事を妨害した。従って、申告により登録された数は実態を大幅に下回ると考えられたので、刈分制が大きな比重を占める地域の個別的な調査を行い、それに基づいて県全体の刈分小作地面積を推定した。

#### (i) 第I地域（マニクガンジ、セアロ、ハリランブル、ナワーブガンジ）

これらのタナでは、20,000人を超える従属小作人が農民の下で刈分又小

作を行っていた。ここでは、この様な又小作人は、慣行により占有権を得られない。

刈分小作人に与えられた登録証は 12,200 通であるが、それが与えられなかった刈分小作人が更に 22,500 名確認されているので、合計 34,700 名となる。この地域の農民の登録証総数は 25 万通であるから、刈分小作人と貨幣地代小作人の割合は、1 対 7.2 となる。

(ii) 第 III 地域 (ナラヤンガンジ, ループガンジ) と第 IV 地域

これらのタナで刈分小作人に与えられた登録証総数は 31,000 通であり、他方、それが与えられなかった者は比較的少数 (2,500 名) である。この地域の農民の登録証総数は 325,000 通であるから約 1 対 10 となる。これらのタナについて、次の詳細な統計を得た。

(1) 農民が小作する刈分小作地	平方マイル	34.50
(2) 従属小作人が耕作する刈分又小作地		4.25
(3) 地主, 借地権者が自耕, または, 雇用労働で耕作する留保地		19.50
(4) その他の記録されない一時的刈分小作地		3.00
	計	61.25

これらのタナでは、全面積の 10% 強, 耕地の約 14% が刈分小作地であった。

(iii) 県全体

県全体では、(a) 地籍事業によって登録証を与えられた刈分小作人は 77,062 名, 39,693 エーカー, 刈分又小作人は, 15,751 名, 9,968 エーカーであり、合計で、約 78 平方マイル (耕地の 4%) に相当する。(b) この他に、地籍事業で確認されたが登録証を発給されなかった者は、刈分小作人 4,109 名, 刈分又小作人 29,167 名であった (『地籍事業報告書』, パラ 242)。(c) 地主の脅迫により地籍事業役人が全く接触できなかった者が、この他に数多くおり、この様な刈分小作地は、判明しただけでも 74,518

エーカー（約 116 平方マイル）に達した（『地籍事業報告書』、パラ 91）。

アスコリは、以上の（a）～（c）を合わせると、刈分小作地面積は優に 200 万平方マイル（全耕地の 10%）を超えたと推定する（『地籍事業報告書』、パラ 108&152-53）。そして、以上の調査に基づき、彼はダッカ県内に刈分小作が非常に広範に存在し、しかもその割合が増加し続けていると結論した。

#### （4） 刈分小作の地域性

表 7 に基づいて、上記の内で、（a）の登録された刈分小作についてのみであるが、各地域における状況を見ていこう。

##### （i） 第 IV 地域（古典的な刈分制度が優越する地域）

県内で最も高密度に刈分小作が展開したのは、スリナガルである。このタナの刈分面積は 22 平方マイル（刈分小作農民 18,467 名、11,863 エーカー；刈分又小作人 2,688 名、2,096 エーカー）であり、このタナの耕地面積の 15% を超える<sup>(33)</sup>。

このタナは郷紳の集中居住地帯である。長期にわたって郷紳経営に刈分小作が組み込まれており、安定した関係が保たれている。地主、借地権者は刈分小作人が小作権を持つ事を認め、殆ど全員が占有権農民として登録された。相続が認められ、質地も可能だし、売却も礼金を払えば許可される。ただし、売却価格は、貨幣地代小作地の 4 分の 1 である。だが、沼沢地の刈分小作や新たに創出された刈分小作はこうした権利を与えられず一時小作人とみなされる。

地主が刈分小作人に生産支援をする事は殆どなく、せいぜい、種子の一部を供与するに留まる。通常定率刈分が最も多い。だが、定量小作も急増中であり、小作期間を限定する同意書の発給も増加している。こうして、ここでも、他地域で見られる様な悪弊が急速に広まりつつあった。地主直営地では、刈分小作人が権利を獲得するのを嫌って、雇用労働者による直

植民地支配期ベンガル農業社会の地域構造 (III-2)

表7 刈分小作地タナ別分布 (集中度指数)

タナと地域類型	刈 分 小 作 地					
	定住農民	占有権農民	非占有権農民	小 計	又小作	総 計
ナワーブガンジ	0.77	0.00	1.00	0.77	1.73	0.97
セアロ	0.59	12.75	2.06	0.68	1.54	0.85
マニクガンジ	0.43	0.09	1.96	0.48	0.30	0.44
ハリランブル	1.17	1.51	1.29	1.17	4.59	1.86
<b>地域類型 I</b>	0.65	4.21	1.70	<b>0.70</b>	<b>1.59</b>	<b>0.88</b>
カパシア	0.40	0.00	0.31	0.39	0.12	0.34
ケラニガンジ	0.37	0.00	0.56	0.37	0.43	0.38
コトワリ	0.00	0.00	15.43	0.50	0.10	0.42
サヴァル	0.28	0.00	1.15	0.31	0.48	0.34
<b>地域類型 II</b>	0.35	0.00	0.74	<b>0.36</b>	<b>0.32</b>	<b>0.35</b>
ナラヤンガンジ	0.98	0.00	0.83	0.97	1.06	0.99
ループガンジ	2.31	0.08	2.35	2.30	2.01	2.24
ライブラ	0.90	0.00	0.11	0.87	0.35	0.77
<b>地域類型 III</b>	1.41	0.03	1.03	<b>1.39</b>	<b>1.06</b>	<b>1.33</b>
スリナガル	4.59	0.11	0.66	4.45	3.13	4.18
ムンシガンジ	1.03	0.14	0.20	1.00	0.54	0.91
<b>地域類型 IV</b>	3.05	0.12	0.46	<b>2.96</b>	<b>2.01</b>	<b>2.77</b>

注 『地籍事業報告書』, 付表 D より, 該当部分のみ。

管制 (takti system) が増えている。更に、刈分小作の重層も観察される。作物の半分を払うという契約で地主から刈分小作し、その全てを刈分又小作人に作物の4分の3という法外な条件で又貸したのである。スリナガルでは、このような刈分又小作が、耕地面積の2.3%に及んだ(表8)。

(ii) 第III地域(刈分小作制度が急速に拡大している地域)

第III地域では、刈分小作が全耕地面積に占める割合は4.5%と低いが、

表8 刈分小作人のタナ別分布

タナと地域類型	刈分小作人		刈分又小作人		合 計	
	数	面積 (エーカー)	数	面積 (エーカー)	数	面積 (エーカー)
ナワーブガンジ	2734	1431	1170	801	3904	2232
セアロ	4431	1940	2557	1108	6988	3048
マニクガンジ	3933	1505	417	238	4350	1743
ハリランブル	3399	1564	2902	1538	6301	3102
<b>地域類型 I</b>	<b>14497</b>	<b>6440</b>	<b>7046</b>	<b>3685</b>	<b>21543</b>	<b>10125</b>
カバシア	5170	2381	226	175	5396	2556
ケラニガンジ	2969	1681	224	483	3193	2164
コトワリ	54	41	2	2	56	43
サヴァル	4407	1648	937	643	5344	2291
<b>地域類型 II</b>	<b>12600</b>	<b>5751</b>	<b>1389</b>	<b>1303</b>	<b>13989</b>	<b>7054</b>
ナラヤンガンジ	4382	1716	770	472	5152	2188
ループガンジ	15257	7913	2935	1737	18192	9650
ライプラ	6576	3960	400	396	6976	4356
<b>地域類型 III</b>	<b>26215</b>	<b>13589</b>	<b>4105</b>	<b>2605</b>	<b>30320</b>	<b>16194</b>
スリナガル	18467	11863	2688	2096	21155	13959
ムンシガンジ	5283	2050	523	278	5806	2328
<b>地域類型 IV</b>	<b>23750</b>	<b>13913</b>	<b>3211</b>	<b>2374</b>	<b>26961</b>	<b>16287</b>
<b>県 合 計</b>	<b>77062</b>	<b>39693</b>	<b>15751</b>	<b>9967</b>	<b>92813</b>	<b>49660</b>

注 『地籍事業報告書』、バラ 152 より。

急速に拡大中であり、刈分又小作の率も高い。

中でも、ループガンジ<sup>(34)</sup>では15平方マイル(刈分小作15,257名, 7,913エーカー; 刈分又小作2,935名, 1,737エーカー)、耕地面積の8%であり、県内第2位の高密度である。刈分小作人は、第IV地域とは異なり、無権

利状態にあり、刈分小作地を代々受け継いできた定量刈分小作人や定量貨幣契約小作人でさえ、地主に任意に立ち退きを命じられた。ループガンジ、ナラヤンガンジでは、刈分小作地と地主直営地の拡大は、農民が負債を負い小作地の売却に追い込まれた結果として生じた。こうして、金貸しが進出すると刈分小作が増大するというパターンが見られる。この地域では、ムラパラのザミンダールを筆頭に、多くの地主が高利(37.5%)で農民に融資し、返却に窮した農民の貨幣地代小作地を取得して、刈分小作地とした。更に、地主は地籍確定作業で刈分小作人の立場が強化されるのを恐れて、刈分小作人との間に虚構の小作人(しばしば地主の縁者)を捏造し、刈分小作人を又小作人に転落させ法的な権利の発生を阻止した。ムラパラのザミンダール地所やシャハ(Shaha)一族の地所では、貨幣地代農民を刈分農民に転落させ、次いで、その生産物地代を貨幣地代に再転換させる事により、1カニ(kani, 1.3エーカー強に相等)当り1ルピーから5ルピーへという大幅な地代引き上げを実現した。

ライブラでは、刈分面積はさほど大きくないが、負債の返済不能に陥った農民が抵当に出していた貨幣地代地が売却され、金貸しがそれを取得して、従来の農民を刈分小作人として再導入し、定量地代の貨幣換算額を払わせるやり方が数多く明らかになった。これにより、小作人の地代負担は15~20倍にも増大した。

アスコリは、農民たちは、ジュートを作り、その利益で辛うじてこの法外な地代を払ったと指摘し、ジュートの利潤が刈分小作を通じて金貸しの手へ吸い上げられた事を示唆した。例えば、エーカー当り36マンもの定量刈分地代が知られるが、そこに米を植えても24マン以上の収量は得られなかったのである。

(iii) 第I地域(直営地刈分小作人と刈分又小作人が多い地域)

第I地域のハリランブルには刈分小作地が県内第3位の高密度で存在し、

刈分小人 3,399 名, 1,564 エーカー, 刈分又小作人 2,902 名, 1,538 エーカーで耕地面積の 7% に達した。しかし, この地域全体では 3.2% と低い。ここの特徴は刈分小作面積の 3 分の 1 以上が刈分又小作地であり, 他地域のほぼ倍以上の割合である事である。

ここには, 幾つかの大地所と, 3,000 もの零細な地所とがあった。大地所は, テオター族, ダンコラー族, バレアティー族, ヴェワール王家など<sup>(35)</sup>であり, 彼等の地所内には殆ど刈分小作が存在しない。

零細地所所有者は, 刈分小作地からの地代収入で生活している貧しい郷紳たちである。典型例として, シムリア, バイラ, マハデブブルのライ一族, スリバリのバスー族, マジウムダール一族などがいた。彼等はかつて郡全体を所有していた一族の末裔であるが, 大半が他人の手に渡った。彼等の小地所は, 通常, 農民小作地と地主直営地に 2 分される。前者は, 貨幣地代で小作に出され, 後者は刈分小作に出された。地主直営地における小作人の追立ては古くから慣行として確立しており, 4 年に一度は, 土地が召し上げられた。刈分小作人はこれを当然の事として受け入れた。同様の追立ては借地権者 (shikimi, patni, mirasi) や時には農民によっても行われた。直営地は貨幣地代小作に出される事は決してなかったし, 地主が直営地以外を刈分小作に出す事も滅多になかった。当地では, 地主, 借地権者, そして, 小作地を取得した金貸し (ジョトダールと呼ばれた)<sup>(36)</sup>でさえ, 直営地を持つ。旧家の直営地では, 何世代にもわたって同じ農民が刈分小作していたが, 地主の慣行的権利 (hak) を認め, 無権利状態に対して耕作者の不満は生じなかった。アスコリは, この様な伝統的な刈分小作に法律上の小作権を与える事はナンセンスであると主張した。

直営地の刈分小作では, 犁, 役牛を小作人が出し, 種子は状況に応じて地主が半分あるいは全量出す事もあった。但し, 通常の耕耘を超える労働 (ジュート栽培, 稲刈入れ・運搬など) には, 相応の代償が払われた。こ

ここでは刈分小作を始める時に礼金を要求される事もなかった。直営地の刈分小作人は過疎地帯マハデブプルでは土地なし労働者だが、その他の地域では一般農民である。一般農民は、貨幣地代小作地における権利は頑強に主張するが、直営地については、その様な主張を行わなかった。この地域の西部の不毛地帯では、貨幣地代小作地では一回の不作が農民の破滅に繋がるが、刈分小作であれば農民はその様な打撃を免れられる。

農民と労働者を区別する通常の基準は、犁と役牛を提供できるかどうかであるが、アスコリは、この地域の刈分小作人がそれらを提供したからといって彼らを農民とするのは適切ではなく、結局は慣行の問題だと考えた。地主は異口同音に、直営地の刈分小作人は生産物の半分の報酬で雇われた労働者だと主張した。直営地の刈分小作とそれ以外の貨幣地代小作地との違いはこの地域では、誰にも明確であった。

刈分小作で稲作が行われても、零細地主はその生産物を自給用米にあて殆ど収益はない。ジュートを作付ければ多少の収益が出るが、その時には刈分小作人にも相応の報酬が与えられた。

直営地の刈分小作人に占有権を認めたり、貨幣地代地への転換を許したら、零細地主は破滅するであろう。地籍事業が、これを強行すれば、地主は対抗措置として、多数の刈分小作人を追い立てるであろうし、実際、犁と役牛を購入して直営を始めた零細地主も出現した。

第I地域東端のナワープガンジでは刈分小作が少なく、その大半は、金貸しの地所である。ここでは、刈分小作人は小作権を主張し、小作期間に関わらず、登録証を与えられている。裁判所は、刈分小作料滞納の訴えを地代訴訟として処理し、又、刈分小作人を地主の一方的な意志で立ち退かす事はできないとした。こうして、ここでは刈分小作人は農民として扱われ、占有権の発生を制限する様な契約は無効とされる。しかし、又刈分小作人には、この様な権利を与えられない。

以上の様に、アスコリは、一方では、この地域では地主直営地を除いては刈分小作人の優位が確立しており、刈分小作制度が商人や穀物商人の為にまだ歪められていなかったとするが、他方で、20,000人ももの刈分又小作人が金貸し小作人（ジョトダール）の下で又小作を行っているとも報告もしている。即ち、この地域でも抑圧的刈分制がマニクガンジなどを中心に徐々に侵入しつつあったのである。

(iv) 第II地域（刈分小作制度の展開の小さい地域）

ダッカ市街地（コトワリ）を除く第II地域では、刈分面積が全耕地の2%以下で、刈分小作の展開は最も低い。森林開発の余地がなお大きく、労働力が相対的に不足するこの地域では当然に予想された状況であると見えよう。

(5) 生産物地代の経済効果

アスコリは村々を回り、農民は貨幣地代地を最初に耕し、刈分小作地は後回しにするから、両者の作柄の違いが一目瞭然である事を見出した<sup>(37)</sup>。特に、ジュート生産は除草に左右されるから、刈分小作地のジュートは質・量共に劣り、生産額は貨幣地代地の三分の二以下であった。

ジュート地と稲作地について、刈分地代と貨幣地代で、収益にどんな違いが生じるかを、アスコリの試算に依拠して見てみよう。

表 A	エーカー当り 生産物価値	生産費用	地 代	耕作者利益
ジュート地				
貨幣地代農民	200	45	5	150
刈分小作人	200	45	66	89
稲作地				
貨幣地代農民	60	10	5	45
刈分小作人	60	10	30	20

ここで、刈分小作地の生産性は、貨幣地代地の3分の2だとすれば、

表 B	エーカー当り 生産物価値	生産費用	地 代	耕作者利益
ジ ュ ー ト 地				
貨幣地代農民	200	45	5	150
刈分小作人	133	35	44	54
稲 作 地				
貨幣地代農民	60	10	5	45
刈分小作人	40	10	20	10

と、両者の収益の差は更に大きくなる。

しかも、貨幣地代のジュート地では冬作物から10~20ルピーの追加収入があるが、刈分小作地では冬作物が作られる事は殆どない。

この様に収益に差があるから、刈分小作人は貨幣地代地により多くの労力をかけ、刈分小作地では手を抜き、それが上掲表Bの収益差になる。こうして、アスコリは県の耕地の少なくとも1割(200平方マイル)で粗雑な農業が行われ、粗生産の3分の1に達する損失が生じたとする。刈分小作の拡大は収益に無関心な一群の土地なし労働者を生み、ベンガル農業の基盤を弱体化する。更に、刈分小作制度は借地権法を回避する主要な手段(barga trick)ともなっていたのである。

刈分小作地が拡大を続けていた背景には、商人、金貸しによる土地取得の増加があった。それは、次の2つの径路で生じた。(a)金貸しが、売却される地所や借地権を購入した。購入目的は、農民への金貸業務の拡大にあった。その結果、農民が新地主兼金貸しに対して大きな負債を負い、貨幣地代地を失い、それが刈分小作地に転換される。(b)一般の金貸しや商人から農民が負債を負い、その返済につまずいた結果として貨幣地代地が売却され、刈分小作地に転換される。こうして、ダッカ農業の2つの

主要な弊害である刈分小作と金貸しは結合していたから、両者に同時に対処しなくては改善は望めない。

こうして、一方で、金貸しの土地支配とそこにおける刈分小作の拡大に対しては法律を制定し、明示的に禁じなくてはならないが、他方で、古くからの地主直営地の何世代も続く安定した刈分小作や、未亡人や未成年者の土地の耕作の為に行われる刈分小作はその存続を認めなくてはならないというのが、アスコリの政策的な提言であった（『地籍事業報告書』、パラ 108、及び、付帯文書 Letter (b)）。

## 第 7 章 住民生活

### I 19 世紀前半までの住民生活

テイラーは、19 世紀前半ダッカ県の社会と経済に関する、他には得難い貴重な同時代記録を残している。

#### 1 食糧・農業事情

##### (1) 米不足

東部ベンガルはベンガルの穀倉地帯であるが、テイラーは、ダッカ県では住民の需要の半分しか米が生産されず、残る半分は周囲のスリハッタ、マイマンシング、バカルガンジ、ティッペラなどの剰余県から輸入し、米価も高かったとする。他方、魚、野菜、油、塩は豊富に産するので、コルカタの半値である。

この穀物不足県ダッカのイメージは、この後、検証される事なく引き継がれていく。しかし、テイラーのこの議論は、多くの織工を抱えていた 19 世紀初頭までのダッカ県の状況に強く影響されており、又、ダッカ市部の状況とダッカ農村部の状況とを同一視してしまっている様に思われる。本章の後半（II (1) (ii)）で再び論じる。

## (2) 豊作と不作

テイラーは、恐らく県文書館の文献調査により、過去17世紀末からのこの県の長期的な農業動向を描いている。ベンガル経済史の基本事実として、貴重である。

この県の豊作年は、1689年、1739年、1772年、1795-7年であり、特に、1797年には米価が大幅に下がり農民は地代支払いが困難であった。当時、米商人は農民に前渡金を高利で与えており、市場の米価格を統制したと言われる。

不作は、大洪水、豪雨、河川水位の急上昇、氾濫、雑草・水草、虫鳥獣害、旱魃などによってもたらされた。1769-70年の飢饉では貧者は睡蓮の茎などで飢えを凌いだが、多数の餓死者が出、生存者も種粃、家畜を失ったと言われる。その他の不作年として、1784年、1787-8年などが記録されている。

1784年、前年にガンジス上流域の北西諸州で飢饉が発生し米価が高騰したので大量の米が輸出され、農民の備蓄が大幅に減少した。ところが、自給用の夏米が不作に終わり、更に洪水が発生し、冬米の不作が明らかになった。商人が米の供給を抑制した為に品不足と高値は頂点に達した。市内の貧しい住民が彼等の望む価格で市場に穀物を供給せよと騒ぎ出し、穀物店の略奪が始まった。当時の収税官兼治安判事デイ (Day) は市場を守る為に武装兵 (シパーヒー) を配置し、同時に、「穀物販売価格に関する決められた率はないから商人は自分の望む価格で売る権利があり、それを妨害しようと試みる者は罰せられる」と通告した。これは意図された効果を発揮し、商人が退蔵米を市場に放出したので、高値ではあったが一定の供給量が確保された。村々においても、人や家畜が洪水で押し流され、米不足状況は同様であった。この時の洪水被害は県内120郡に及んだ。デイは、「住民の困窮は、筆舌に尽くし難い。もし、被害が作物だけなら短期

間で回復するだろうが、家畜、財産が失われ、農民が各地に逃れているので、地方は見捨てられた状態にあり、一片の耕作地すらも見えない」と報告している。

1787-8年にもダッカ県は同様な災難に遭った。しかも、その打撃は一層大きかった。3月初に降雨が始まり、7月中頃まで間断なく続いた。河川は未曾有の水位に上がり、一帯が水没した。ダッカ市内の街路は水没し、船で通行できるようになった。県南部で、洪水被害は最悪だった。夏米はほぼ全滅し、冬米も壊滅状態だった。デイは11月に現地を訪れ、これらの地域では農民は耕作を失い、飢饉が荒れ狂い、住民は家を捨て、他所に逃れ、毎日数百人が餓死していると報告している。1787年7月、市内への穀物供給が細り、穀物価格は平年の3~4倍になった。豊かな者は少しでも備蓄を増やそうと高値で買い漁り、商人は欠乏を利用し暴利を貪るべく売り惜しみした。デイは、政府に、ビハール州の収税官にダッカに米を輸出し適正な価格で販売する事を命じて欲しいと、提案した。これらの米には内国関税を免除する事も同時に提案した。彼は、米の価格を固定しても、商人の隠匿を増大させるだけで、何も良い結果は得られないと確信していた。1788年始め迄に数千人が餓死した。4月になりやっと供給が始まり、7,250マンがダッカ市に到着した。しかし、市内に火事が起こり、7,000軒の小屋が焼失し100人が焼死し、小売り商人の保管していた大量の穀物も焼けた。飢饉は、この時、最悪の事態を迎え、やせ細った難民が食糧を求めて市中になだれ込み、裕福な者の施しを受けた。民間の寄付で毎日9,000~10,000人に食糧が与えられたが、市内、市外のあちこちで多くが死んだ。デイの調査によると、洪水とその後の飢饉で60,000人以上が死亡したとされる。幾つかの郡では、死んだり流出して人口の4分の3が失われた。そして、耕地は密林に戻り、虎、野豚が蔓延った。

この時まで、収益の大きい紡績、織布が優先され、穀物生産が疎かにさ

れてきたが、この悲惨な飢饉を経て、農業拡大への刺激が生じた。穀物関税の廃止、アールコット・ルピーの廃止<sup>(38)</sup>は、農業階級の永年の重荷を取り除く事になり、更に、製造業の急な衰退、海外市場向けの藍と紅花の生産開始などは、農業の拡大に資した。

## 2 経済状況

### (1) 市場と商品

ダッカ市の住民は、加工食品<sup>(39)</sup>をよろず屋 (mudi) の店で買う。テイラーは市内を除くと、週市は県内に 81ヶ所<sup>(40)</sup>あったとする。

### (2) 製造業の衰退と新生

1785年には県内で50万反の高級綿布 (muslin) が作られた。だが、1785年以降、急速に英国内の綿製品の品質が上がり、それと共にダッカの海外貿易が衰え始めた。ダッカから輸出される綿布へ賦課された75%の高関税はこの輸出低落傾向に拍車をかけ、1817年にはついに海外への輸出は消滅し、商業駐在官制度も廃止された。英国綿糸のインドへの大規模な輸入は1821年に始まり、テイラーは、1823年以降現地糸はほぼ完全に英国糸によって代替され、住民全階層に生存の糧を与えていた重要な雇用機会が失われたとする。しかし、テイラーのこの言明は、ダッカ市内の状況を示すものであろう。農村地帯における土布生産にまでこの英国糸使用がこの様に急速に普及したとは考え難い。更に、刺繍布 (kashida) への需要減退が追い討ちをかけた。1835年、コルカタ市場で刺繍布は40万ルピー売れたが、その後、36年25万ルピー、37年15万ルピー、38年10万ルピーへと急減<sup>(41)</sup>した。

他方では、ヨーロッパ人はダッカ県に藍と紅花の製造業を持ち込んだ。これら2種の染料は海外市場向けに1800年頃から栽培されてきたが、県内の総生産額は40万ルピー以下であり、1787年に英国市場向けに購入さ

表9 ダッカ県労賃  
(1803年&1837年)

等級	1803年 ルピー	1837年 ルピー
農場労働者 (ghurami)		
第1級	18	48
第2級	15	36
第3級	12	27
第4級		
一般労働者 (kuli)		
第1級	12	27
第2級	10	21
第3級	9	16
第4級	6	12
船頭 (manjhi)		
第1級	24	44
第2級	21	36
第3級	18	33
第4級	15	24
船員		
第1級	15	27
第2級	12	21
第3級	10	18
第4級	6	12
家内奉公人 (bhandari)		
第1級	12	24
第2級	9	18
第3級	6	15
第4級	3	12

注 Taylor, p. 306. Kuliとbhandariは、この外に食事をもらう。1837年の農業労働者第1級の賃金は不自然に高い。農場監督のような地位にあるものかもしれない。

れていた織布の価値の8分の1に過ぎない。こうして、この県の海外市場向けの製造業生産が1830年代後半までに急速に縮小した事は否定できない。更に、藍生産は1860年までに、また紅花も1880年代には、ほぼ消滅した。<sup>(42)</sup>

### (3) 負債

農民は負債の返済と地代の支払いの圧力で、収穫直後の最安値時に米を売らざるを得ず、農業からの利益は小さかった。他方で、負債のない農民は、剰余米を近隣の住民に貸し付け、高利を得た。市内の商人は殆ど全て質屋を兼ねている。利子率は月2.5~6%であり、契約には証人が立つ。

### (4) 賃金

18世紀末、穀物への需要が高まった。19世紀に入ると、綿業が衰退期に入ったが、他方で、紅花、藍生産が活発化した。テイラーは、そのメカニズムには触れていないが、農産物価格の上昇と一般労賃の上昇(表9)が生じ、地主の手代らの給与も上昇したことを報告している。

犁耕、薪/草刈り、農作業などで地主や農民に雇われた労働者は、食事と賃金を合計して月に1~1.5ルピー相当を受

け取る。家畜の世話に雇われた少年は、年齢により、1~10 アナを得る。稲の刈手は、通常、刈った稲の5分の1を与えられるが、この比率は作柄や労働需要により、7分の1から4分の1の間を変動する。マイマンシン県やティッペラ県ではダッカ県より安く、10分の1が刈手の取分である。女性は収穫時の必要な労働力の大きな部分を占め、男と同等に稼ぐ。熟練した刈手は1日に100束を鎌で刈る。従って、マイマンシン県などの低い率の報酬でも、1日15シェールの稲、又は、賃金2アナを得る。稲の刈入れの他に、除草、紅花採集、ベテルナッツ殻取りなどでも労働者の雇用が生じる。中でも、除草と紅花採集は女、子供に雇用を与える。市内には約3,000世帯のイスラムの労働者家族がおり、精米にも従事している。

1787年以前は、ダッカ市の穀物供給は市外の市場に依存した。しかし、同年の飢饉により貧窮化した多数の家族が市内に定住を始め、市場に穀物を供給するようになった。彼等の内で裕福になった者<sup>(43)</sup>(kuti)は、穀物取引や輸送船の賃貸をした。下級奉公人として働く者もいたが、大部分は石工、レンガ工、日雇い労働者(井戸掘り、家屋建設など)として働いた。脱穀、精米は、これらの家族の女性が行った。足踏み脱穀器(dhenki)に2人、風選に1人、合計3名の女性で1日2マン(80kg弱)の粃米を処理し1.5マンの精米にした。多数のイスラム船頭(Dacca Mussulman dandi)が、内陸水上輸送に従事し、更に、域外(Calcutta, Mauritius, Penang等)への船舶でも働いた。

市内には、ビハール州(プルニア県、バガルプル県)から来た約300名の労働者(クーリー)も居た。彼等はリーダー(sirdar)の下で20名ほどの集団をなし生活し、月末に稼ぎを分けた。賃金は、収穫期と大祭の前に高くなった。

太守アリヴァルディカーン(1740-56)の時代には、一度に800反もの上質綿布(muslins)を商人に売る織工がいたが、現在は、彼らは、商人

やその手代の行商人 (paikar) と契約し、糸と前渡金を受け取って生産する。日ぎめ、月ぎめの雇われ織工の給与は、月に 2.5 ルピーであった。

### 3 社会状況

#### (1) 宿泊施設

市内のヒンドゥ織工の多くは僧院 (akhara) で暮らし、バイラギー (by-ragi)<sup>(44)</sup> に日ぎめ、月ぎめで宿泊料金を払った。<sup>(45)</sup> 料金は、通常 1 日 1 アナで 2 度の食事付きである。クリシュナ神の信徒はダッカ市内に宿泊する時、しばしば、ここを利用した。県内には一般の宿屋がないから、僧院や穀物・よろず商人 (mudi) の店がその機能を果たす事が多かった。

#### (2) 貧者、病人救済施設

ジャハンギール帝 (1605-27) は、大都市に病院を設け、その費用を国庫から支出する事を命じ、又、大食堂を設け、貧民や旅人に提供する様にと命じた。これらの慈善的支出額は、会社政府よりもムガル政府の方が大きかった。その他にも、イスラムの大祭時に、貧民救済の為の資金徴収が行われた。市内のムスリムは木曜日に、ヒンドゥは日曜日と太陰暦の各月 12 日に、調理米を配った。ムスリム宗教施設やヒンドゥ僧院や裕福な市民の家でも、毎日、貧民へ食事が施される。ヨーロッパ人も、1830 年代になるとシェファード牧師 (Revd. Shephard) の努力で慈善基金を作り、毎月 80~100 ルピーを施した。

#### (3) 奴隷

奴隷が多い。ヒンドゥは、男奴隷をバンダリー (bhandari)、女奴隷をダシー (dasi) と言い、ムスリムはゴーラム (gholam)、バンディー (bhandi) と言う。ヒンドゥ、ムスリムとも裕福な家族の家内奉公人は殆ど奴隷である。男の奴隷は様々な農作業をし、家内労働もさせられた。ヒンドゥ、ムスリムとも女奴隷は、しばしば、主人の妾となった。奴隷は寛大に

扱われ仕事も過酷ではなく、主人が費用を出して結婚させ子供に教育を与える事もあった。かつて、奴隷は地所に付属して売られ、売買証書が作られた。<sup>(46)</sup> 1830年代後半の奴隷価格は、最高でも男150ルピー、女100ルピーほどであった。

#### (4) 麻薬患者・強盗・犯罪

市内で生じる殺し、暴行、衝突の多くは麻薬常習者が惹き起こした。土地・家屋の境界、通行の権利、敷地侵入、子供の喧嘩、刺繍職人と商人の手代との納期や仕上げをめぐる争いなどから、当事者が麻薬の力を借りて暴力行為に及び、警察署長や判事 (darogah や magistrate) へ訴えられた。

阿片は主に市内でムスリムが消費し、大麻 (ganja) は主に農村部でヒンドゥー (中でも、カリイ信徒) が多く消費する。英国の収税官は市内で年間 892 ポンドの阿片を売ったが、農村での販売量は 63 ポンドであった。この他に、大量の密輸があり、その量は政府販売の 75% に達すると推定される。従って、市内の 32,463 名のムスリムが年間 1,560 ポンドを消費している。そのまま吸引するよりも、キンマの葉 (pan) と混ぜて錠剤にして噛む。これはマダド (madad) と呼ばれ、市内 14 ヶ所の店で 1 錠 1 パイサで売られる。大麻は他県、特に、ジェソール、ムルシダバードから輸入される。県内での合法的販売は、農村部で 3,860 ポンド、市内で 2,116 ポンドだが、密輸もこれとほぼ同量あるだろう。

英国支配初期には水上強盗が横行し、コルカタやムルシダバードへの旅は大きな危険を伴ったが、テイラーの時代には旅行の安全は確保されていた。又、英領初期には有力地主の庇護の下、武装集団が村を焼き打ちし、農民を殺害し、一帯を荒廃させたとしばしば報告されたが、現在多発する犯罪は、窃盗、放火、襲撃、偽証、姦淫などである。市内では、押し入り強盗は少ないが、こそ泥は多い。

賭博は違法だが市内で盛んに行われ、麻薬に次ぐ犯罪の原因であった。賭博は阿片窟（マダードの売店）その他で行われ、警官には賄賂を払って黙らせた。市内の多くの売春宿も犯罪の巢窟であった。

1815年に法律で禁じられてから寡婦焼身（sati）を強要した事件はないが、1815～28年に195人の未亡人が夫の火葬に自ら身を投じた。その年齢は、20歳未満が10例、20～39歳が92例、40歳以上が93例であった。

## II 19世紀後半の社会経済状況

センも、約半世紀後のダッカの社会経済的状况について貴重な記述を残した。

### 1 食糧・農業事情

#### (1) 食糧

##### (i) 食事

普通の農民家族の食事は、炊いた米、豆類（dal）、魚、野菜、野菜の炒め物である。ミルク、砂糖、ギーは殆ど摂らない。米を加工した食品（ムリ、はぜ米、押し米など）はヒンドゥ農民がよく食べ、ムスリム農民は鶏肉や卵を時に食べる。朝食は野良仕事の前に摂り、浸した米と冷たいカレー、煮豆からなる。塩と唐辛子だけで米を食べる事も多い。ヒンドゥ農民は朝、ムリと糖蜜（gur）を混ぜて食べるが、糖蜜のない事もある。

8人家族の1日の食費は、6アナ6パイ、年間では18-8-6ルピーほどである。

##### (ii) 米不足

米の不作がよく生じるのは、第IV地域のムンシガンジ、第I地域のマニクガンジ、ナワーブガンジという県南低湿地帯で、夏に生じる。

1897年の『食糧備蓄量調査報告書』は、作物不足の見られた1897年のダッカ県の食糧の需給調査を行っている。県収税官は、県人口を2,604,000

人、エーカーあたり収量を 16 マン (冬米), 10 マン (他の作米等) を採用し, 耕作面積を冬米 577,100 エーカー, 夏米等 175,900 エーカー, 春米等 146,800 エーカーとした。すると, 冬米 9,234,000 マン, 夏米 1,759,000 マン, 春米等 1,468,000 マン, 合計, 12,461,000 マンとなる。1 日の平均消費量を, 3 分の 2 シェールとすれば県の年間必要量は 15,624,000 マンだから, 平年であっても 3,163,000 マンの不足となる。これに種子分 798,000 マンを更に加えると総不足分は実に 3,961,000 マン (12 万トン強) となる。

しかし, 土地記録長官補 B. C. バスーは, ダッカ県は少なくとも住民の必要量を自給していたとする。そして, 修正計算の結果, 不足年の 1896-97 年においても, 455,000 マンの余剰があったと結論付ける。彼は, この修正の根拠として, 1897 年 1 月 30 日から 5 月 1 日の食穀輸出統計によれば, 135,800 マンの輸出過剰が記録された事を挙げた。

全く同様の議論が, フェリドプル県についてもなされており, <sup>(47)</sup> ダッカ地区は米不足県であるという通説に疑問を呈すべき根拠がある事を指摘しておきたい。

## (2) 農業

### (i) 紅花

第 I 地域のマニクガンジ, ナワーブガンジで, 紅花が栽培され, 染料が製造されたが, センの時代には全く消滅していた。マニクガンジではそれに代わってジュートが栽培され, ナワーブガンジでは原棉洗浄が新産業として起き, 最貧層に多少の救いを与えている。ティッペラ, チッタゴン両県から大量の棉種子が運ばれ, ここで洗浄される。女性が家事労働の合間に 10~12 日で 1 マンの棉種子を洗浄し, 10 アナを得る。更に, 取り除けた種子 (23 シェールほど) は彼女の取り分となる。これは家畜の餌となり, 5 アナ以上の価値がある。

### (ii) ジュート作

センは、ジュートが大きな所得を農民にもたらした事は事実だが、その利益は誇大に語られているとする。ナラヤングンジから輸出されるジュートの3分の2は他県産であるし、裕福で商才のある農民のみが価格変動が大きい海外向けのジュート市場から利益をあげる。一般農民には、資力も商才もなく、仲買人に騙されるばかりであるというのである。だが、センの主張にも拘らず、ジュートを起爆剤にした東ベンガル農民の生活向上を否定すべきではない。

## 2 経済状況

### (1) 負債

農業収入が低くかつ不安定な為に、大都市や商業センターに近接する立地、広大な未開地、有利な商業作物の登場などに恵まれない限り、農民は十分な備蓄を持ちえないから、不作時には負債に頼る他ない。かくして、負債から自由な住民は全体の25%ほどに過ぎない。

### (2) 農外収入

裕福な農民は、農業と他の所得機会とを組み合わせている。例えば、バンチェラ (Banchera) 河兩岸の農民は燃料を販売して貨幣を得、ダッカ市近郊のムスリム農民は物資運搬で収入を得、ナマスードラ農民は、雨季に船頭として稼ぐ。だが、こうした副収入を持つ農民は10%を超えない。

ラムパル (Rampal) 近辺で市場向け菜園を経営する農民は、バナナ、生姜、ウコン、砂糖きびなどを作り、高収入を得るが、稲・ジュート栽培は殆どしない。ドライ (Dulai) 運河沿いの砂糖きび農民も良い経済状況にあるがその数は少ない。

### (3) 織工・牛飼い

ヒンドゥーの織工 (タンティ)、ムスリムの織工 (ジョラ) らの経済状況は悪い。織物業は英国からの輸入布により破滅し、織工は農業に転換した。

牛飼い (goala) も、牧草地の縮小に伴い、牛乳と乳製品の生産と商いが縮小した。

#### (4) 生活向上

過去 20 年間でこの県の住民に大きな物的改善 (家、衣服、食事、金銭) が生じた事は疑いない。

しかし、なお、彼らの生活は糊口を拭うのに精一杯であり、過半のものは負債を負っている。とは言え、センは数百カ村での調査により、本当に食うや食わずやの極貧は、村に数名程度であるとしている。

### 3 社会状況

#### (1) 船

舟がこの県の主要な交通手段であり、様々な大きさと形のものがあり、価格は 10~100 ルピーである。農民の約 10% が小船を持ち、収穫物の運搬、買い物、訪問などに使う。

#### (2) 人口移動

肥沃で、交易が繁栄し、労働需要が大きいダッカ県を永久に離れる者は稀だが、一時的な移出者は少なくない。1882 年センサスでは、県出身者 105,760 名 (県人口の 4.9%) が県外に居た。多くは、船頭、製本業者 (コルカタにて)、政府役人や執事等 (郷紳)、商人などとして働いていた。

ビハール、チョト ナグプールなどベンガルの外から労働者が鉄道、工場での雇用を求めて移入するが、定住するのは稀である。西ベンガルのビルブーム県などから、冬の始めにダッカに来て土木仕事をし、冬の終わりに戻って行く人々がいた。メグナ河の中洲にはマイマンシン、ティッペラ、ノアカリなどの諸県から人々が入植した。

1882 年センサスでは、移入者は 77,113 名と記録された。

### III 20世紀初頭の経済社会状況

#### 1 地主層

##### (1) 郷紳層の経済状況

高人口密度で、耕作も高度に進んだ第IV地域では、零細地主（郷紳）が地代収入のみで生計を立てるのは極めて難しい。彼等の地代収入は過去50年間殆ど増加しておらず、他方で賄うべき家族人口は大きく増えた。米価も5倍以上になったから、生計は家族がサービス職または専門職から得る収入に依存した。この状況は地所経営への無関心を生み、彼等の家族制度を変質させている。ここでは、平均すると僅か1エーカーの土地の地代で3名を扶養していたから、零細地主の大家族制度の経済的危機は深刻である。こうして、郷紳子弟が離村する傾向が強まったが、希望する専門職（法曹、医学、教育、政府職）への就職機会は限られていた。

ナラヤンガンジなど第III地域の南部にも多数の郷紳がおり、県外に働きに出ている。彼らは、東ベンガルの専門家、書記、地主手代などの職を占め、更に、州内他地域や北インドに多数の人的資源を供給している。彼等の間では、一部の者が村に残り地所を管理し、外部に出た者は村に置いた家族に扶養費を送金する。従って、農業生産だけではダッカ県の高人口密度を十分に説明できない。県外で獲得し、送金される非農業所得が考慮されねばならないのである。

##### (2) 地主所得

###### (i) 地代

アスコリの推計によれば、1910年代前半の県地主階級（地主と借地権者）は、従属人口を含めて108,134名（人口の約5%）、又、農民階級（小作人と又小作人）は従属人口を含めて1,817,863名であった。

地主の主な収入源としては、地代収入、礼金、付加課徴という3種類がある。

先に述べた様に、この県には1万件以上の所有権と20万件以上の借地権があった。これに対して、地主・借地権者家族数は、1家族5名とする  
と恐らく2万家族ほどとなる。従って、平均すると1地主家族が10件内  
外の各種土地権益を有した事になる。

地主は、地代として、借地権者から平均10アナ/エーカー、小作人か  
ら平均2-4ルピーを得た。借地権者が、その下の小作人から得た地代は、  
平均3-14ルピー/エーカーであった。地主は、地代として総額6,102,252  
ルピーを得た。

(ii) 礼金

地主は、小作権譲渡や中間借地権創出を許可する事に対して礼金を課す  
事ができた。通常は、譲渡額の25%だが、33%の場合もある。譲渡と借  
地権創出を合わせると、毎年、県面積の2.5%内外が礼金支払いの対象と  
なり、地価を100ルピー/エーカーとして、年間90万ルピーを得たと推  
定される。

(iii) 付加課徴

一般に付加課徴 (abwab) と呼ばれる各種の徴収である。これには定  
常的課徴と、臨時的課徴がある。

定常的課徴の内容は多様であるが、「地代徴収費用、地所奉公人の諸必  
要経費、祭事の全費用」を賄う事を目的とした。しばしば、これらが一本  
化され、地代1ルピーにつき2アナ~5アナ (12.5~31.25% ほど) が徴収  
された。ダッカ市近郊では平均して地代の25% ほどである。県西の大地  
主達は数千名の小作人からサヴァルの西南のダムライ (Dhamrai) のラ  
タジャトラ (Rath-jatra) 祭の費用として1アナ/ルピーを徴収した。ダ  
ッカ市近郊のライエル バザル (Raiyer Bazar) では、土壺作りに対して  
営業許可税 (license tax) の性格を持つ徴収 (職人1人当り1-4ルピー)  
がなされたし、県北森林地帯の荷車税 (3-8~4-8ルピー) 等も知られて

いる。これらは違法徴収だが、農民はこの慣行に敢えて反対せず、これらの徴収を受け入れた。

臨時課徴 (Magani) は不定期に生じる地主の多様な支出に応じて徴収された。強力な地主のみがこれを強制でき、不在地主や弱小地主には徴収困難である。従って、県北東の農民が強い若干の地域や県南東の零細地主が多い地域ではこれらの徴収は容易でない。

中流地主の大半が専門・サービス職につき不在であるビ克蘭プルを除くと、当県の地主の多くは在村した。経営に関心を有する2名の指導的地主の地所では、付加課徴の徴収は毎年公開の競りで請負に出され、請負人に良い収入をもたらした。小作人は、自分の息子の結婚式に料金 (fee) として1~2-8ルピーを払わされ、又、結婚行列で駕籠を用いる事への料料 (fine) として10ルピー、象を使用する時には25ルピーを、地主に払わねばならなかった。しかし、地主家内部の祭礼費用を徴収する際には、地主がその支払いを小作人に懇請する必要があった。例えば、地主家の葬儀 (sradha) 時に、サヴェルのある村の小作人たちは8,000ルピーを支払った。この地主は屋敷内に劇場を作る為に10,000ルピーを徴収した事もあった。ナワーブガンジのある地所では、地所規則や地主の要求を拒否した者に対して250ルピーの罰金が課せられた。これらの事例や無償労働 (begar) の慣行は、この地域における地主による小作人の抑圧を示しているといつてよい。

小作人の不法追立て、犯罪の捏造、放火、家屋の破壊などの地主の非道な行為が報告されている。この様な事件は、第I地域のセアロ、マニクガンジの北西、第IV地域のスリナガルの中央、第III地域のナラヤンガンジの北東、ループガンジの西、そして、散発的ではあるが第II地域の北部で生じた。零細地主、弱体な地主の地所では、小作人の状態はずっと良好であった。これらの地主の複雑な共同持分権システムが小作人への儀礼

的な課徴の歯止めとなった。

定常、臨時の二種の課徴から地主が得る収入を、低めに見て、貨幣地代に対して1.5アナ(9.4%)とすると35万ルピーとなる。これを加えると地主の地代総収入は645万ルピーとなり、県農業粗生産推定額の6.3%ほどになる。国へ払われる地租は60万ルピー弱であり、更に少ない。前回の人口センサスによると、地主階級の平均所得は1人当たり60ルピー(家族単位だと235ルピー)であった。土地収入だけに頼る多くの零細地主の貧困状況が推量できる。

## 2 農民の状況

### (1) 所得分配

県の農業総生産額は、103,910,000ルピーと推計される。この内、1,713,165ルピーは直営地からの地主受け取り、3,922,853ルピーは小作人が払う地代、1,250,000ルピーは礼金の受け取り部分であり、残る97,023,982ルピーが農民階級の収入である。この他に、酪農からの収益30万ルピー以上があるから、合計して、97,325,000ルピーとなる。農民は、非農業就労もしている。例えば、漁業、船大工、織工、村番人、労働者などであるが、これらの収入は地籍事業では捕捉できない。ジューツ価格が1マン当たり2ルピー上がれば、農業人口に760万ルピー(あるいは、一人あたり4ルピー)の増収となる。他方、1914年のジューツ価格の暴落は、1,500万ルピー(8ルピー/マン。所得の14%)の減収となった。アスコリは、労働人口1人当たり所得は197ルピー(従属人口を加えた農業総人口一人当たりでは53ルピー)——即ち地主階級の平均収入60ルピーとほぼ同じ——であるとする。だが、これは、非常に誤解を生みやすい表現である。何故なら、成人男子の労働者・職人層の月収は彼自身の調査によって1.5~3ルピーであったから、たとえ妻が夫と同水準の収入を得たとしても、

これらの家族の年収は36～72ルピーにしかならない。アスコリの労働人口の平均値の計算と、この実際の労働者階級の収入との乖離は、労働人口内部の所得格差や、債務返済などによる漏出、刈分小作の高地代率などにより、彼等の手から流れ出す部分の大きさを物語っていると言えよう。

## (2) 農民負債

県内の家屋の価値は9,000万ルピーと推定され、その三分の二は農業家族のものである。犁と役牛の価値は、その他の農具を別にして、2,000万ルピー以上であり、これらに輸送用具（舟、牛車）を加えれば、農業資本は一年間の農産物生産額を超える。

地籍事業で集めたデータ（『地籍事業報告書』、付表H）によると、調査した391,894世帯中185,869世帯（47%）が負債を負っていた。総負債額は、47,600,553ルピーになる。これは農産物の年間生産額の46%（農民の払う地代総額の12倍）に相当し、耕地1エーカー当り36ルピー（最大は第IV地域のムンシガンジで79ルピー、最低は、第II地域で23ルピー）、平均地価の三分の一弱である。この数値を見る限りでは、負債は担保価値、生産額などに対して過度とは言えない。だが、平均値は、債務者の実像を与えない。平均的農民は、収穫直後に全生産物売り、トタン屋根、牛、宴、訴訟などに使ってしまう。乾季には、飼料が不足するから牛を買値の四分の一で売り払い、農耕開始時には種子、役牛などの購入費用、刈入期には収穫費用を借入するというサイクルが典型的である。この状況では、金貸しは農業生産を維持する上で不可欠であり、農民は負債を自分の資本の一部と見なしている。ダッカの農民は年間収入の殆ど全てを支出してしまうから、常時負債を負い、その借金は永続化する傾向があった。

利率は、担保価値・時期・期間に依存する。利率は、24%、37.5%、75%などが通常だが、最高では150%もあった。平均年利45%と推定されるから、金貸しが受け取る年間利子総額は、21,420,000ルピーという巨

額に達する。これは、農産物生産額の 20%、地代額の 5.5 倍に相当する。平均的に言うと、農民収入の 25% 弱が利子支払いに消え、農民負債は増大の一途を辿った。この状態が 1910 年代に既に見られた事は注目に値する。1929 年恐慌の遙か以前であり、これはベンガル農村のいわば恒常的な姿と言うべきであろう。これは、大不況を農民負担の画期とする多くの研究者の議論に修正を迫る。

利子支払いが年間 2,000 万ルピーにも及び、その大半が農外に出て行く事は、農業が繁栄しそれだけの所得を生み、かつ信用を獲得した徴だと言ってみたところで、一度歯車が狂えば、アスコリが言う様に、深刻な農業危機をもたらす危うさを秘めている。負債は土地、家畜などを担保とするが、最終的には土地が売られるのであり、ダッカ県北東部では、金貸しが新興地主の大半を占めるに至っている。これこそが、近代の大ジョトダール生成のメカニズムだといってよい。金貸しは、地代収入を大きく上回る利子収入をもたらす金貸し業を更に拡大する為に、土地を取得したのである。金貸しが土地を集積する様になると、安定的であった農業構造が破壊され、債務者は小作権を失い、刈分小作人に転落し、法外な刈分け地代を払わされる。第 III 地域のライプラでは、この様にして地代が貨幣地代時の 5 ルピーから 75 ルピーに一気に引き上げられたが、これは稀な事例ではなかった。法的には、地主は小作地の購入者であるから、小作人と自由に地代を取り決める権利がある。これを妨げうるのはベンガル借地権法第 48 条<sup>(48)</sup>しかない。ダッカ農業を浸食しているのは、地主制度それ自体ではなく、金貸しと地主の結合である。

アスコリは、当時進行していた農民負債の急速な膨張が続けば、負債農民は返済不能に陥り、金貸しが農民を支配する事になると警告する。この負債の膨張がいつから始まったかは定かでないが、ベンガル借地権法制定とほぼ時期を同じくしている事は間違いない。このころから農産物価格の

上昇が始まり、更に、この法律により担保能力を得た多数の農民が、借金を重ねてしまった。

こうして、アスコリは、次の様な施策を政府に提言した。農業不安を回避する為には、農地購入者の範囲と、法外な地代率とを立法によって抑制すべきである。新たに刈分小作契約が交わされたからと言って、高率地代を許してはならず、又、何よりも刈分地代の拡大を厳しく抑制すべきである。

### まとめ

ダッカ県は4つの地域類型に分かれる。第I地域類型は、かつては県内で最も繁栄したが、英領期に入るとガンジスの河道の変化により衰退の一途を辿り、第II地域は、広大な森林地帯と丘陵地帯を有する人口過疎地帯であり、第III地域ではブラフマプトラ河の造陸運動により活発な中洲形成とその開発行為が見られ、そして、第IV地域は、ガンジスとブラフマプトラという2大大河に南端と東端で接し、かつ、州都ダッカの後背地帯をなし、郷紳が集住し農村都市化現象を呈する人口高密度地帯である。幾つかの基本刊行文献を読み込む作業を通して、前稿(III-1)では、人口動態、社会経済所指標(宗教、カースト、就業構造)、農業生産とこの4地域類型との関わりを分析し、本稿では、それに続いて、土地制度、地主小作関係、住民生活と地域類型との関わりを分析した。

その結果、同一県内とは言え、生態・社会・経済的な諸点において、それぞれの地域は明確に異なる様相を呈している事を十分に明らかにし得たと思う。

中でも、土地制度、地主小作関係、生産物(刈分)地代の分布が、諸地域類型と高い程度において相関する事は、今後のこの県の地域史研究において、決して看過し得ない点であろう。又、刈分制度の展開が、その画期

を大恐慌とする通説とは異なり、早くも 19 世紀末葉から進行し始めた事、そして、その背後にはベンガル借地権法制定とジュート耕作の展開があった事を示唆したのは、本稿の重要な貢献と言えよう。

また、この一連の研究 (I, II, III-1, III-2) により、東ベンガルの主要 3 県 (バカルガンジ、ファリドプル、ダッカ) の間には、地形、農作物、カースト、土地・社会構造において無視し得ない違いがあり、東ベンガルを小農優位地帯として一様に塗りつぶしてしまうスガタ ボース、パルタチャタジーらの通説が根拠を欠くと示唆し得た事も、この研究の 1 つの成果であった。ダッカ県については、一定の成立根拠があるかに見える小農優位論も、その意味合いにおいては注意が必要である。ダッカ県が小農優位に見えるのは、多数の郷紳が村レベルにまで在地有力者として存在し、又、かなりの直営地を直接に経営したから富農が成長する余地が殆ど残されていなかった結果であり、決してダッカ農村で小農が大きな発言力を持った事を意味しないと考えられる。むしろ、小農の発言力は郷紳の存在により抑制されていたのではないかと思われる。19 世紀のこの地方で発生したムスリム原理主義的運動が直ちに反地主的な色彩を帯びざるを得なかった事や、その影響力の範囲が狭い範囲に押し込められた事なども、こうした農村構造を視野に入れながら再検討されるべきであろう。

- (1) マグについては、拙稿「植民地期ベンガル農業社会の地域構造 (I)」、『一橋大学研究年報 経済学研究 44』, 2002 年 11 月, 注 8 を参照されたい。
- (2) Taylor, 204 頁。
- (3) Taylor, 153 頁。
- (4) 地所全体に課された地租を小区画に分ける事を意味し、そこから地租賦課の単位となる小区画をも指す。
- (5) Todar Mal は、アクバル帝が重用した有能な徴税役人であり、グジャラート、ベンガルで地租査定を行った。
- (6) Zimmahdar, jamadar, chaudhuri など。Zimmahdar とは保護者、管理

- 者の意味である。Jamadar は、地租 (jama) 徴収者の意味であろう。
- (7) 貨幣 (zar) で購入したもの (kharid) という意味であろう。
  - (8) Wasul は、徴収、地租、地代などの意味。
  - (9) Howaladar は、委託管理地 (howala) を持つ者という意味。
  - (10) 拙稿「植民地期ベンガル農業社会の地域構造 (I)」, 82 頁; 同左, (II), 75 頁。
  - (11) このセンの議論は、19 世紀後半の行政官のザミンダールに関する一般的な理解の延長線上にあるとも考えられるが、ここでは、ダッカ県の特殊性を顧慮しての限定された意味と捉えておきたい。私自身のザミンダールに関する一般的な理解はこれとは異なる。
  - (12) ベンガル特有のカーストであり、バラモンに次ぐ高位にあるとされる。
  - (13) 原文に theetnavis とあるが、現在の正書法では chitnavis であろう。
  - (14) Taylor, 159-61 頁。
  - (15) 『地籍事業報告書』, パラ 127。
  - (16) 新永久査定 (daimi 査定) 地の内訳は、政府購入地 279 地所, 81 平方マイル, 地租 43261 ルピー, 公収された無効な旧地租免除地 1266 ヶ所, 58 平方マイル, 地租 66389 ルピー, 新生の中洲 211 ヶ所, 69 平方マイル, 地租 94568 ルピーである。
  - (17) Taluk (26320 件), pattni (3940), sikmi (3408), miras (19819), hawala (21249), ijara (1316), jot (18037), musakusi (343), bazitpati (251), その他 (4311)。
  - (18) 原文では、41,676 だが明らかに誤植である。
  - (19) 原文では 9.09 acres だが、明らかに誤植か計算間違いである。
  - (20) Ascoli は、郡の混交はダッカに特徴的な現象であるというが、その原因として挙げられた事態はベンガルの多くの地域で見られた一般的な現象であったというべきであろう。
  - (21) 拙稿「植民地期ベンガル農業社会の地域構造 (I)」, 83 頁。
  - (22) 原文では 11,703 地所だが、我々の計算では先述の如く、10,448 地所となる。
  - (23) ダッカ ナワーブ (Dacca Nawab) の簡単な説明は、例えば、Joya Chatterji, *Bengal divided*, Cambridge University Press, 1994, 79-80 頁にある。
  - (24) 拙稿「植民地期ベンガル農業社会の地域構造 (I)」, 81-85 頁。

- (25) Hasta-o-bud. Taylor, 151 頁. この言葉には、過去の徴収実績という意味もある。
- (26) 本文の表(『地籍事業報告書』, パラ 144) と付表 D とを比べると、少なからず数値の不一致がある。本表は、パラ 144 にある表を、より詳しいタナ別数値の与えられている付表 D に基づいて再計算したものである。
- (27) 原文では、1,441,027 エーカーであるが、ここでは、修正された値に基づいて、1,403,238 エーカーとした。
- (28) アスコリは次の様に言う。1793 年の永久査定時に存在した郡地代率が、固定地代農民の主張する固定地代の基礎にあると思われる。ダッカ県ではこの率はよく知られ、明確であり、居村農民 (khodkast raiyats) に適用された。これが、事実上の固定地代となり、その引き上げには農民の強い抵抗があったので、付加課徴によって増徴が実現された。その後の立法で、定住農民の地代引き上げが認められたが、同時に、永久査定時から郡地代率で小作し続けた農民には地代の固定性が認められた。ベンガル借地権法第 50 条は、この固定性の発生要件を、過去 20 年間の固定性の証明を以って代えると定めた。ダッカ県では、県北を除くと地主層が一変したので、地代の固定性を否定する文書を提示できる地主は稀であったが、農民にとっても過去 20 年間の地代受取証を保管する事は容易でなく、有資格者でも固定地代率を得られない場合が多かったので、県全体でこの権利を得たのは僅か 6,987 名に留まった(『地籍事業報告書』, パラ 236)。
- (29) 『地籍事業報告書』, パラ 235.
- (30) Bandak と総称される。
- (31) S. Taniguchi, *Society and Economy of A Rice-producing Village in Northern Bangladesh*, ISLCAA, 1987, p. 102.
- (32) 永久借地権の一種。
- (33) また、第 2 位のループガンジ (第 III 地域)、第 3 位のハリランプル (第 I 地域) の 3 つのタナで、県内の登録された刈分地の 54% を占めた。
- (34) 耕地面積に対する割合ではコトワリが第 2 位だが、ダッカ市街地を含む極端に小さな特殊なタナであるから、ここでは省く。
- (35) Teota Babus, Dhankora Babus, Baleati Babus, Bhawal Raj, etc.
- (36) 金貸しが借地権を獲得して、『地籍事業報告書』でジョトダール (jotdar)

と呼ばれた。この様なジョトダールが、従属農民が農民の地位を得る事を阻止しようとして、自分たちは農民であると主張し、訴訟を起こした。アスコリは、ダッカ県には農民的借地権者はいないとするが、この様な金貸し出身のジョトダールはいたのである。

- (37) アスコリのこの記述は、同一農民が貨幣地代と刈分小作地を同時に持つ事を明確に示唆している。
- (38) 1835年に旧貨幣の鑄造が停止され、新統一貨幣 (Company's rupee) の発行が始まった。
- (39) 米の加工食品・菓子 (コイ、ムリ、ピタ、チタなど) が中心。
- (40) 例えば、拙稿 (「18世紀後半ベンガル農業社会の貨幣化と農村市場に関する一試論」、『一橋論叢』, 114-4, 1995年) を見よ。他県と比べるとこの数値は明らかに過少である。
- (41) テイラーは、コンスタンティノーブルのスルタン、エジプトのパシャが軍隊の制服を一変させた為に軍人のターバンに用いられた刺繍布の需要が落ち込んだとしている。
- (42) これらは、いわゆる脱工業化の議論を支持する事実と言えるかもしれないが、ジュート、米作などの展開も同時に見られたのであり、両者のバランスを見なくてはならない。
- (43) Kuti とは、語義的には大きな建物を指す。
- (44) Bairagi は、ヴィシュヌ派の遊行僧を指す事が多い。
- (45) 詳細は不明だが、家族を連れずダッカ市内に出稼ぎに来て布を織る雇われ織工が多かった事を示唆する。
- (46) この様な文書を収録した次の書物がある。Mohit Ray, *Nadiyar Samajchitra*, Pushtak Bipni, Kolikata, 1990.
- (47) 拙稿「植民地期ベンガル農業社会の地域構造 (II)」, 87-90頁。
- (48) 『地籍事業報告書』, パラ 102. ベンガル借地権法第 48 条は、貨幣地代を払う従属農民の地代引き上げの限度を定めるが、アスコリがここでこの条項に言及した意味は、必ずしも明らかではない。

(付記) 本稿の作成に当り、文部科学省科学研究費 (基盤研究 (C) (2) 13610087) の助成を得た。